

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針

平成30年（2018年）3月

人権尊重宣言都市

宝 塚 市

はじめに

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が国連総会で採択され、今年が採択70周年に当たります。この間、国内外において人権問題の解消に向けて様々な取組が行われてきたところです。

近年、国においては、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法」の人権3法が施行されました。

宝塚市においても、平成8年(1996年)3月に「人権尊重都市宣言」を行い、平成19年(2007年)3月には「第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」を策定し、その後も「子どもの権利サポート委員会条例」「手話言語条例」「障害者差別解消に関する条例」の制定や「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚(性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組)」を策定するなど、人権問題の解消に向けて取り組んできました。しかし、今なお部落差別をはじめ様々な人権問題が存在し、さらに時代とともに新たな課題も生じています。こうした人権問題を解決していくためには、市民一人ひとりが人権について正しく理解し、人権を尊重するために必要な価値観や態度を育み、日常生活の中で出会う様々な事象の中から、主体的に考え、学び、自らの課題として人権課題の解決に向けた行動に移していくことが重要です。市としてめざすべき方向を明らかにし、人権教育及び人権啓発について今後も積極的に取り組み、人権意識の更なる高揚を図っていく必要があります。

「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」は、社会情勢の変化や人権をめぐる国内外の動向とともに、平成28年(2016年)に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、今後めざすべき方向を明らかにするもので、「宝塚市人権審議会」に諮問するとともに、パブリック・コメントによる市民のご意見をお聞きしながら策定しました。

今後は、本方針に基づき、「すべての人々の人権が尊重される心豊かなまちづくり」をめざし、諸施策を総合的かつ計画的に進めてまいりますので、市民の皆様の温かいご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本方針策定にあたりご尽力いただきました人権審議会委員をはじめ多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成30年(2018年)3月

宝塚市長 **中川 智子**

目次

第1章 策定の基本的な考え方

1. 第3次基本方針策定の趣旨	4
2. 第3次基本方針策定の背景	4
3. 基本方針の位置付けと他計画との関係	9
4. 第2次基本方針の成果と課題	9
(1) 全庁的な推進体制	9
(2) 行動計画の策定と評価	9
(3) 関係機関などとの連携、協力	9
(4) 関係団体などとのネットワークの構築	10
(5) 市民協働	10
(6) 相談窓口の充実	10
(7) 広報、啓発活動の推進	10
(8) その他	11
5. 市民意識の現状	11
(1) 人権意識	11
(2) 人権侵害	12
(3) 人権啓発	12

第2章 人権に関する基本理念

1. 人権尊重の理念	13
2. 人権教育、啓発の基本的あり方	13
(1) 協働による人権教育、啓発の推進	13
(2) 実施主体間の連携と多様な機会の提供	13
(3) 時、場所に応じた効果的な方法	14

第3章 あらゆる場における人権教育、啓発の推進

1. 保育所（園）、幼稚園、学校	15
(1) 保育所（園）、幼稚園	15
(2) 学校	15
2. 家庭、地域、職場	16
(1) 家庭	16
(2) 地域	16
(3) 職場	17

第4章 個別の人権問題に対する取組

1. 部落差別	18
(1) 人権啓発活動の充実	21
(2) 保育所（園）、幼稚園、学校における取組の活性化	21
(3) 人権文化センターの取組	22
(4) 人権相談の充実	22
(5) 「えせ同和行為」の排除	22
(6) 本人通知制度の推進	23

(7) モニタリング制度の推進	23
(8) 部落差別解消推進法の周知	23
2. 障がいのある人	24
(1) 権利擁護の推進	26
(2) 自立生活の支援と社会参加の促進	26
(3) 教育の推進	27
(4) 就労の促進	27
(5) 保健、医療の充実	27
3. 女性	28
(1) 男女共同参画社会実現のための教育、学習、啓発の推進	30
(2) 女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重	30
(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	30
(4) 男女共同参画社会実現のための総合的推進	31
4. 高齢者	32
(1) 高齢者の権利擁護と虐待防止	33
(2) 認知症施策の推進	34
(3) 社会参加といきがいつくりの促進	34
(4) 福祉のまちづくりの推進	34
(5) エイジフレンドリーシティの推進	34
(6) 保育所（園）、幼稚園、学校における人権教育の充実	35
5. 子ども	36
(1) 児童虐待防止の取組	37
(2) いじめ防止の取組	38
(3) 体罰根絶のための方策	38
(4) 非行防止、健全育成活動の充実	38
(5) 不登校児童生徒への支援	39
(6) 特別支援教育の充実	39
(7) 一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育の充実	40
(8) 子どもの社会参加の促進	40
(9) すべての子どもと家庭、地域への支援	40
(10) 子どもの人権擁護の推進	41
6. 外国人	42
(1) 外国人が暮らしやすい差別のない地域社会の実現	43
(2) 出会いと交流の場づくり	44
(3) 多文化共生教育の推進	44
(4) 多様な学習機会の提供	44
(5) 社会参加の促進	45
(6) 相談体制の充実	45
(7) ヘイトスピーチに対する取組	45
7. インターネットによる人権問題	46
(1) 情報モラル、情報活用能力の育成	48
(2) 学校での取組	48
(3) トラブル対処の方法や相談窓口の周知	48
(4) モニタリング制度の推進	48

8. 性的マイノリティ	49
(1) 市民の理解促進と自分らしい生活の実現	51
(2) 保育所（園）、幼稚園、学校における取組	51
(3) パートナーシップ制度の推進	51
9. 様々な人権問題	52
(1) 犯罪被害者など	52
(2) 感染症患者など	52
【HIV陽性者など】	52
【ハンセン病患者、元患者など】	52
【難病患者など】	53
(3) ホームレス	53
(4) 刑を終えて出所した人	53
(5) アイヌの人々	53
(6) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題	54
(7) 環境問題と人権	54
(8) 東日本大震災に起因する人権問題	54
(9) 自殺に関する人権問題	54
(10) その他	54

第5章 効果的な推進体制

1. 全庁的な推進体制	55
2. 行動計画の策定と評価	55
3. 関係機関などとの連携、協力	55
4. 関係団体などとのネットワークの構築	55
5. 参画、協働の推進	55
6. 相談窓口の充実	56
7. 広報、啓発活動の推進	56
8. 人権文化センター事業の推進	56
9. 基本方針の見直し	56

資料編	57～73
-----	-------

「同和問題」「部落差別」の用語について

平成28年（2016年）12月に施行された「部落差別解消推進法」により、「部落差別」が法律で使用されるようになりました。そのため、本方針から「同和問題」を「部落差別」に置き換えています。市民意識調査は法律施行前に実施しているため、市民意識調査からの引用は「同和問題」としています。

「障害」の表記について

宝塚市においては、平成22年（2010年）4月から、「障害者」の表記を、法律の条文からの引用、固有名詞である場合などを除き、「障がい者」「障がいのある人」としています。

現時点において、「障害」の表記については、様々な考え方がないと認識しています。本方針では、様々な考え方があることを尊重しつつ、原則として「障がい」を採用しています。

もちろん、そのことは市民の皆様はこの表記を強制するものではありません。

第1章 策定の基本的な考え方

1. 第3次基本方針策定の趣旨

日本では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、人権に関する様々な国内諸制度の整備や条約の批准など、これまで人権に関する諸施策が講じられてきました。

しかしながら、今なお部落差別をはじめ様々な人権問題があり、近年ではインターネット上の人権侵害や外国人などへのヘイトスピーチ[※]、貧困にかかわる人権侵害、災害時における被災者への配慮不足などが加わるなど、その内容は複雑化かつ多様化しています。

宝塚市（以下「市」という。）においても、このような人権問題の解決を図るため、平成19年（2007年）策定の「第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」（以下「第2次基本方針」という。）に基づき、様々な取組を実施してきましたが、市の「人権尊重都市宣言」の基本理念に基づき、今後も引き続き積極的に取り組み、人権意識の更なる高揚を図る必要があります。

「第2次基本方針」策定以降の社会情勢の変化や法律などの施行や改正、平成28年（2016年）に実施した「人権問題に関する市民意識調査」（以下、市民意識調査）の結果を踏まえ、「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」（以下、本方針）を策定し、今後も人権に関する施策を総合的、計画的に推進します。

2. 第3次基本方針策定の背景

市においてはこれまで幾多の工夫、改善を積み重ねて、部落差別の領域だけではなく、幅広く人権問題全般に通じるような内容とし、様々な取組を進めてきました。

国内外や市における人権に関する取組の概要と年表（6～8頁）は次のとおりです。

国際社会での取組

国際連合（以下「国連」という。）では、「世界人権宣言」を採択し、この理念を実現するため、「人種差別撤廃条約[※]」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」「障害者権利条約」「児童の権利条約」（いずれも略称）などの採択によって国の枠組みを超えた国際的な人権擁護の取組が進みました。

また、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までを「人権教育のための国連10年」とすることとし、各国において、「人権という普遍的文化」が構築されることをめざして5つの主要目標を挙げ、各国内行動計画を定めることを求めました。

そして、平成16年（2004年）12月に引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的とした「人権教育のための世界計画」が採択され、その第1段階では初等、中等教育における人権教育の推進が、またその第2段階では高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍人のための教育プログラムに焦点があてられ、さらに第3段階（平成27年（2015年）～平成31年（2019年））では「これまでの取組の強化とジャーナリストやメディア関係者」に焦点を当てた行動計画が採用されています。

※ヘイトスピーチ

人種、民族、宗教、性別などのマイノリティ（少数者）を中傷し、憎しみや差別をあおる言動をいう。日本では2000年代からインターネット上に差別的な書き込みが蔓延し、在日韓国・朝鮮人の人々を主なターゲットに、学校や居住地域に押しかけ、暴言を用いたデモや街宣活動を繰り返す団体が現れ、生活保護受給者、被差別部落出身者なども標的にするなど、攻撃活動が全国的に広がり社会問題となった。

※人種差別撤廃条約

「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身者に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先」「政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」（第1条）を人種差別とし、これらのあらゆる形態の人種差別の撤廃を目的とする条約。

なお、平成 23 年（2011 年）には「人権教育および研修に関する国連宣言」が採択されています。

国内での取組

日本国憲法において、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」として、基本的人権の尊重の精神を明確にしています。

しかし、国内には様々な人権問題が存在しています。これらの人権問題、人権侵害を防止し、克服するための様々な取組の必要性が提起され、多くの地方公共団体や機関、団体において、具体的な施策や事業、活動が展開され、広く人権意識が浸透するようになりました。

その経緯については、まず部落差別をはじめに、在日韓国・朝鮮人問題を中心とする外国人、障がいのある人、女性の人権へとその取組の範囲を拡大し、人権意識の浸透とともに子ども、高齢者、H I V^{*}陽性者、ハンセン病患者、同元患者などの人権なども大きくクローズアップされるようになりました。また、「国際人権規約」をはじめ、「女子差別撤廃条約」「児童の権利条約」「人種差別撤廃条約^{*}」「障害者権利条約」など人権条約を批准しました。

平成 12 年（2000 年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。その後、文部科学省では、「人権教育の指導方法等の在り方について」が3次にわたって報告されるなど、人権教育、啓発を通じて人権課題の解決に向けての取組が進められてきました。個別の人権課題についても、様々な法律が施行され、人権尊重社会の実現に向けた取組を進めています。

市の取組

市においても、部落差別をはじめとして、障がいのある人、女性、高齢者、子ども、外国人などの人権問題に係る取組を進めていく中で、これらの領域を包括した総合的な視点から人権問題に取り組む必要性が認識され、市民の人権意識の広がりや深まりを踏まえて、平成 8 年（1996 年）「人権尊重都市宣言」を行いました。

平成 14 年（2002 年）に「宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」、平成 19 年（2007 年）には「第 2 次基本方針」を策定し、広く人権各領域ごとに施策、事業を拡充しました。

第 2 次基本方針策定以後、平成 23 年（2011 年）「第 5 次宝塚市総合計画^{*}」、平成 28 年（2016 年）「第 5 次宝塚市総合計画後期基本計画」を策定し、同総合計画では、「すべての人々の人権が尊重される心豊かなまちづくり」を、めざす将来の姿の一つとしています。また、「子どもの権利サポート委員会条例」「手話言語条例」「障害者差別の解消に関する条例」の制定、個別計画として、「第 4 次障がい者施策長期推進計画」、次世代育成支援行動計画「たからっ子「育み」プラン」、高齢者保健計画・第 6 期宝塚市介護保険事業計画「ゴールドプラン 21 宝塚」「第 2 次男女共同参画プラン」「教育振興計画（後期計画）」などを策定し、着実に人権施策を推進できました。

さらに、「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚（性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組）」を策定、「宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定し、性的マイノリティに関する取組を進めました。

※H I V

ヒト免疫不全ウイルス（human immunodeficiency virus）、通称エイズウィルスのことをいう。H I V 感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、H I V によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（A I D S）と呼んでいる。

※人種差別撤廃条約 4 頁参照

※市総合計画

市がめざす将来都市像と基本目標を示し、それをいかに実現していくかを明らかにするもので、市が定める計画の最上位に位置し、市の各種の分野別計画は、原則としてこの計画に則するものとしている。

人 権 関 係 年 表

	国連	国内	宝塚市
昭和 22 (1947) 年		「日本国憲法」施行	
昭和 23 (1948) 年	「世界人権宣言」採択		
昭和 26 (1951) 年	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」制定	
昭和 29 (1954) 年			「民主文化協議会」発足
昭和 40 (1965) 年	「人種差別撤廃条約」採択	「同和対策審議会答申」	
昭和 41 (1966) 年	「国際人権規約」採択		
昭和 43 (1968) 年	「国際人権年」		
昭和 44 (1969) 年		「同和対策事業特別措置法」施行	「同和教育基本方針」策定 「同和教育の重点方策」策定
昭和 45 (1970) 年			「同和対策審議会」設置
昭和 47 (1972) 年			「同和対策審議会答申」
昭和 48 (1973) 年			「同和教育協議会」改称
昭和 50 (1975) 年	「国際婦人年」		「同和教育指導員制度」発足
昭和 51 (1976) 年			「同和教育推進計画」策定
昭和 51 (1976) 年～ 昭和 60 (1985) 年	「国連婦人の 10 年」		
昭和 52 (1977) 年			「同和教育推進委員会」設置
昭和 54 (1979) 年	「女子差別撤廃条約」採択 「国際児童年」	「国際人権規約」批准	
昭和 55 (1980) 年			「同和対策協議会」設置
昭和 56 (1981) 年	「国際障害者年」	「同和対策協議会意見具申」 「難民の地位に関する条約」批准	
昭和 57 (1982) 年		「地域改善対策特別措置法」施行	
昭和 58 (1983) 年～ 平成 4 (1992) 年	「国連障害者の 10 年」		
昭和 59 (1984) 年	「拷問等禁止条約」採択		「同和保育基本方針」策定
昭和 60 (1985) 年		「女子差別撤廃条約」批准	「啓発の深化と拡大についての方針」策定 「小学校区人権啓発推進委員会」発足
昭和 61 (1986) 年		「地域改善対策協議会意見具申」 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行	
昭和 62 (1987) 年		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正 (表題改正)	
平成元 (1989) 年	「児童の権利条約」採択		「非核平和都市宣言」
平成 5 (1993) 年	「世界人権会議」開催		「在日外国人教育指針」策定
平成 6 (1994) 年		「児童の権利条約」批准	「男女共同参画都市宣言」
平成 7 (1995) 年		「人種差別撤廃条約」批准 「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置	「国際交流のまち推進基本計画」策定

	国連	国内	宝塚市
平成7(1995)年～ 平成16(2004)年	「人権教育のための国連 10年」		
平成8(1996)年		「地域改善対策協議会意見具申」 「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「優生保護法」から「母体保護法」へ改正	「人権尊重都市宣言」 「女性ブローラー女性施策推進のための基本計画」策定
平成9(1997)年		「人権擁護施策推進法」施行 「障害者基本法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定	「障害者計画/マライゼーションプラン」策定 「児童育成計画/インベリション宝塚」策定 「人権啓発推進本部」設置
平成10(1998)年			「人権啓発基本方針」策定
平成11(1999)年	「国際高齢者年」	「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び 処罰並びに児童の保護等に関する法律」施行 「人権擁護推進審議会答申」(人権教育・啓発 の在り方) 「拷問等禁止条約」批准	
平成12(2000)年		「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため の刑事手続に付随する措置に関する法律」 施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用 した移動の円滑化の促進に関する法律」施行	「在日外国人教育推進協議会」設置 「外国人市民懇話会」設置
平成13(2001)年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律」施行 「ハセ病療養所入所者等に対する補償金の支 給等に関する法律」施行	
平成14(2002)年		「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の 特別措置に関する法律」失効 「ホームズの自立の支援等に関する特別措置法」 施行 「身体障害者補助犬法」施行 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の 制限及び発信者情報の開示に関する法律」施 行	「男女共同参画推進条例」制定 「同和施策の今後について(市方針)」策定 「人権教育及び人権啓発基本方針」策定 「在日外国人教育指針」改訂 「外国人市民懇話会提言書」 「人権審議会」設置
平成15(2003)年			「人権教育及び人権啓発行動計画(年度計画)」 策定
平成16(2004)年	「人権教育のための世界 計画」策定	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関 する法律」施行 「人権教育の指導方法等の在り方について(第 一次とりまとめ)」	「犯罪被害者支援条例」制定

	国連	国内	宝塚市
平成 17 (2005) 年		「犯罪被害者等基本法」施行	「次世代育成支援行動計画たからっ子『育み』プラン」策定
平成 18 (2006) 年	「障害者の権利に関する条約」採択	「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 「人権教育の指導方法等の在り方について（第二次とりまとめ）」	「高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」策定 「男女共同参画プラン」策定
平成 19 (2007) 年			「第2次人権教育及び人権啓発基本方針」策定 「子ども条例」制定
平成 21 (2009) 年		「ハセ病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律」施行	
平成 22 (2010) 年		「子ども・若者育成支援推進法」施行	「教育振興基本計画」策定
平成 23 (2011) 年	「人権教育および研修に関する国連宣言」採択		「第4次障がい者施策長期推進計画」策定 「第5次総合計画」策定
平成 24 (2012) 年		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行	「地域福祉計画（第2期）」策定
平成 25 (2013) 年		「いじめ防止対策推進法」施行	
平成 26 (2014) 年		「障害者の権利に関する条約」批准 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行	「子どもの権利条約委員会条例」制定 「次世代育成支援行動計画 たからっ子『育み』プラン（子ども・子育て支援事業計画）」策定 「いじめ防止等に関する条例」制定 「いじめ防止基本方針」策定
平成 27 (2015) 年		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「生活困窮者自立支援法」施行	「障害福祉計画（第4期計画）」策定 「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画『ゴールドプラン21宝塚』」策定 「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚（性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組）」策定 「本人通知制度」開始
平成 28 (2016) 年		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行	「第5次総合計画（後期基本計画）」策定 「教育振興基本計画（後期計画）」策定 「第2次男女共同参画プラン」策定 「手話言語条例」制定 「障害者差別解消に関する条例」制定 「パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」制定
平成 29 (2017) 年		「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」施行	「エイジフレンドリー宝塚行動計画」策定

3. 基本方針の位置付けと他計画との関係

本方針は、平成12年（2000年）施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の人権教育、啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務の規定に基づき、策定します。

平成23年（2011年）「第5次宝塚市総合計画[※]」、平成28年（2016年）「第5次宝塚市総合計画後期基本計画」の基本目標の一つである「すべての人々の人権が尊重される心豊かなまちづくり」の実現のための、人権施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針となります。

他の関連計画などと整合を図り、人権に関する取組を総合的に推進する理念を明らかにし、他の関連計画の取組を人権の視点で横断的につなぐ役割を果たします。

4. 第2次基本方針の成果と課題

（1）全庁的な推進体制

全庁的な課題として協議、調整を行い、「障害者差別の解消に関する条例」「手話言語条例」の制定や「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚（性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組）」を策定するなど、全庁的な取組ができました。

市職員研修については、職場ごとに研修を行うとともに、主に若手職員を対象とした部落差別に関する研修や、性的マイノリティに関する研修を全職員が受講する取組を進めるなど、充実を図ってきました。しかしながら、職員の入れ替わりがあることや、継続的な取組が必要なことから、更なる研修体制の充実を図る必要があります。

今後も、人権教育、啓発を全庁的な課題としてとらえ、連携を強化し、効果的に取り組んでいく必要があります。

（2）行動計画の策定と評価

第1次基本方針策定以降、毎年度「人権教育及び人権啓発行動計画」を策定し、それぞれの領域で法律や市の課題に合わせて事業を組み替え、さらに性的マイノリティに関する新たな事業を追加するなど充実が図れました。

また、人権審議会の意見から、本人通知制度[※]や高齢者、障がい者の権利擁護[※]の取組を実施するなど、計画に反映してきました。

しかし、今後もさらに計画的推進とフォローアップに努めなければなりません。

（3）関係機関などとの連携、協力

神戸地方法務局や兵庫県、近隣市町などの様々な関係機関と連携し、人権教育、啓発を推進しました。また、各種相談や人権侵害については必要に応じて関係機関などと連携し、対応してきました。

しかしながら、企業など事業所との連携した取組などの課題は残っています。また、様々な人権課題を連動させた取組も必要です。

今後も、市関係課や関係機関などと、あらゆる場で連携を深めた取組が必要です。

※市総合計画 5頁参照

※本人通知制度

本人などの代理人や第三者に住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を交付した場合に、事前に登録された方に対して、証明書を交付した事実を通知する制度。この制度は、結婚差別や就職差別につながる不正な身元調査に使用するために戸籍謄抄本を取得した場合に、不正取得が発覚しやすくなることにより不正請求を抑制し、人権擁護につながることを目的としている。

※権利擁護

自分の権利や意思をうまく表現できない、不利益に気付かない人に代わって、本人の権利を護ること。福祉分野においては、サービスの利用援助や苦情、不服の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続けることを支援することを意味する。

(4) 関係団体などとのネットワークの構築

市職員が市人権・同和教育協議会[※]や伊丹人権擁護委員協議会宝塚部会などの会議に出席し、啓発事業を共同で開催するなど、効果的な推進を図ってきました。

また、人権教育、啓発の取組を進めるにあたり、当事者や当事者団体の意見を聞くなど、関係団体などとのネットワークの構築が図れました。

しかしながら、様々な人権課題の解決に向けては、更なるネットワークを構築し、効果的な推進を図る必要があります。

(5) 市民協働

啓発活動の企画、運営については小学校区人権啓発推進委員会など、各種団体と行政が協働で実行委員会形式による人権教育、啓発事業を実施しました。

また、市民が地域人権教育活動推進員[※]やNPO法人、ボランティア団体として、様々な課題に対して自主的な啓発活動を進め、行政との役割分担による協働が進みました。

今後は、さらに多くの市民の参加を期待し、市民が実施する講演会や活動を支援するなど、市民の自主的な人権教育、啓発の取組を引き出す必要があります。

(6) 相談窓口の充実

人権擁護委員による「人権相談」は、神戸地方法務局伊丹支局と連携しながら毎月1回定期的に実施し随時相談も行っています。さらに平成23年(2011年)から配偶者などからの暴力に関する相談、平成26年(2014年)から子ども権利サポート委員会[※](子どもの悩み相談)など、各種人権問題の早期解決を図るため、各領域においてそれぞれ相談体制ができています。

人権文化センターでは、人権侵害の拡大や発生を防止するため、必要に応じ関係行政機関、各種団体などとの連携協力体制づくりに努めました。また、相談活動を円滑に行うため、各種研修参加に努めました。

しかし、市民意識調査の結果では、人権侵害を受けたとき、「何もできなかった、何もできなかった」が最も多く、また、男性は女性と比べて「家族や親戚、友人に相談する」人も少なくなっています。

気軽に安心して相談できる窓口を設け、解決に向けた方法を一緒に考えていける相談体制が必要です。そのために、市民に対し人権相談窓口についてあらゆる場を通じて周知するとともに、相談を受ける側の人権意識の向上や多様化する人権問題への認識と理解を深めていくことが必要です。

(7) 広報、啓発活動の推進

人権教育、啓発の推進にあたっては、エフエム宝塚や市ホームページ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)[※]、「広報たからづか」など、様々な媒体を活用しました。さらに、出前講座や人権擁護委員による人権教室の実施など、人権問題に触れる機会を増やすことができ、市民意識調査の結果では、人権問題を身近に感じている人の割合が前回の同調査よりも増加しています。

※市人権・同和教育協議会

部落差別をはじめとする様々な人権問題を解消し、市に住むすべての人々の人権が損なわれることなく、心豊かに暮らせる人権文化が薫るまちづくりのために、人権教育、啓発を進めている協議会のことをいう。

※地域人権教育活動推進員

市民が相互に人権を尊重し、差別のない地域社会を実現することを目的に、各小学校区ごとに1~4人程度を教育委員会に登録されている推進員のことをいう。

※子どもの権利サポート委員会

市条例により、行政機関からの独立性が確保され、子どもの権利救済を図るために設置された第三者的に子どもに寄り添う専門機関。

※SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

インターネット上の交流を通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスのことをいう。

しかし、各種の啓発事業や行事について知らない市民も多く、広く関係団体と連携しながら、人権に関して大きな社会問題となっている事例をタイミングよく取り上げるなど、参加、利用が増えていくような工夫を凝らした啓発が必要です。

市民意識調査の結果では、「市民に人権尊重の輪を広げていくために重要なこと」として、「職場、学校や家庭で人権問題に関する学習機会を増やす」が最も多く、次に「すべての人がお互いに交流を深める機会、場を設ける」となっており、様々なきっかけを通じて「人権」にふれることができるよう、市民や関係部局と連携しながら、多様な学習機会、情報提供のあり方を検討する必要があります。

（８）その他

各人権問題ごとの成果と課題については、第４章「個別の人権問題に対する取組」の中で述べることにします。

５．市民意識の現状

市民意識調査は、本方針を策定する基礎資料とするため、平成２８年（２０１６年）１０月から１１月にかけて、本市在住の１６歳以上の市民３,０００人を対象に、郵送方式による配付、回収形式にて実施しました。

有効回収数は１,６６１件、有効回収率は５５.４％です。

（１）人権意識

“人権問題をどの程度身近に感じているか”の項目については、「身近に感じている」と答えた人と「身近に感じていない」と答えた人は約４４％でほぼ同程度となっていますが、前回と比較して「身近に感じている」と答えた人は増加しています（資料編５７頁 図１）。しかし、「公務員、教職員、福祉・医療関係職員」の人の２７.６％が「まったく身近に感じていない」「あまり身近に感じていない」との回答となっています（資料編５７頁 図２）。公務員及び社会的に指導的立場にある人については、人権侵害があった場合の相談窓口となり得ることから、今後もさらに研修などに取り組み、広く人権意識の浸透に努める必要があります。

“人権が尊重されていると思うか”の項目については、７０歳以上の年齢層で「尊重されている」との回答が高くなっていますが、各年代の１０％以上が「どちらともいえない」「わからない」と回答しています（資料編５８頁 図３）。一人ひとりが権利主体であること、また誰もが「人権問題」の当事者になり得ることを自覚し、人権への関心を高める必要があります。

“人権意識が高くなっていると思うか”の項目については、「あまり変わらないと思う」が半数を占め、「高くなっていると思う」と答えた割合は前回の同調査より減少しています（資料編５８頁 図４）。さらにより多くの市民の人権が尊重され、一人ひとりの人権意識が高められる取組を進める必要があります。

“早急に解決すべき人権問題”では「障がいのある人の人権」「インターネットを悪用した人権侵害」「子どもの人権」の順で関心が高くなっています（資料編５９頁 図５）。「障害者差別解消法」の施行や子どもの貧困問題が注目を集め、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※などの急速な浸透に伴う今日的な人権問題に市民の関心が高まっていると考えられます。市では性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組を進めていますが、「性的マイノリティの人権」については１６.３％にとどまっています。これらの人権問題については、市民への啓発のみならず、学校教育、社会教育をはじめ、事業者などにお

※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス） 10頁参照

いても、より認識を深める啓発の展開と対応が求められています。

（２）人権侵害

“人権が侵害されたと思ったことがありますか”の項目については、「ある」と回答した人は19.3%で（資料編59頁 図6）、その受けた“人権侵害の内容”は、「地域や学校、職場で暴力・脅迫・無理強い・仲間はずれなどの扱いを受けた」「あらぬ噂や悪口などにより名誉や信用を侵害された」などが多くみられます（資料編60頁 図7）。また、“人権侵害を受けたとき、どうしましたか”の項目については、「何もできなかった、何もしなかった」と回答した人が39.4%と高く、前回と比べて家族や友人などの身近な人に相談する人が増えています（資料編60頁 図8）。男性は女性に比べて家族や友人などに相談する人も少なくなっています（資料編61頁 図9）。

人権侵害を受けた時、ひとりで悩まず安心して相談できる相手や機関を設け、解決に向けた方法を一緒に考えていける環境づくりが重要です。そのためには、市民に対し地域の人権擁護委員や人権相談窓口についてあらゆる場を通じて周知していくとともに、相談を受ける側の人権意識の高揚や多様化する人権問題への認識と理解を深めていくことが大切です。

（３）人権啓発

市が行っている“都市宣言や週間・月間運動などについて知っていますか”の項目については、最も認知度の高い「非核平和都市宣言」が21.7%にとどまり、多くの啓発事業や行事が市民に十分に浸透していない状況です（資料編61頁 図10）。“啓発事業や行事について、参加、利用したことがありますか”の項目については、「参加・利用したことがある」への回答がすべての事業や行事などで10%に満たない状況であり、事業などの認知度を高めるとともに、広く関係団体と連携しながら人権に関して大きな社会問題となっている事例をタイミングよく取り上げるなど、参加、利用が増えていくよう、工夫を凝らした事業展開が必要です（資料編62頁 図11）。

また、“人権尊重の輪を広げるため最も重要なこと”では、「職場、学校や家庭で人権問題に関する学習機会を増やす」「高齢者と若者、障がいのある人とない人、外国人、すべての人がお互いに交流を深める機会、場を設ける」「人権に関する演劇、コンサート、映画など、市民が広く参加できるイベントを開催する」が高くなっています（資料編63頁 図12）。

年齢別にみると「テレビやラジオを活用した啓発・広報活動」は49歳以下に多く、「市の広報誌を活用した啓発・広報活動」「自治会やまちづくり協議会などの地域での集まりで人権問題を話し合うことのできる場を設ける」は60歳代以上で多くなっています（資料編64頁 表1）。世代やライフスタイルに応じて、様々なきっかけを通じて人権について考えることができるよう、市民、公共的団体、関係部局、企業などと連携を図り、多様な学習機会、情報提供のあり方を検討することが必要です。

第2章 人権に関する基本理念

1. 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいた各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において人間らしく幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

人権は、「一人ひとりの人間がかけがえのない存在である」ということを、自分だけでなく、他人と認め合って、はじめて成立するものです。

したがって、人権尊重の理念は、多様な生き方を認め合い、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合う人権の共存の考え方でもあります。

このような考え方にに基づき、市ではすべての人々の人権が尊重される、明るく住みよい地域社会をめざします。

2. 人権教育、啓発の基本的あり方

人権教育、啓発においては、人権について正しく理解し、人権を尊重するために必要な価値観や態度を育み、市民一人ひとりが日常生活の中で出会う様々な事象の中から、主体的に考え、学び、自らの課題として人権課題の解決に向けた行動に移していくことが重要です。

したがって、人権教育、啓発は学校、地域、家庭、職場、その他様々な場を通じて、多様な機会を設けて効果的な手法により、定期的、継続的に実施します。

(1) 協働による人権教育、啓発の推進

市では、平成14年(2002年)4月に「まちづくり基本条例」「市民参加条例」を施行し、市民と行政との協働のまちづくりを進めています。

また、市の「人権尊重都市宣言」で「人権は、市民一人ひとりの不断の努力によって守り、築かれる」と示されているように、市民一人ひとりが人権問題に対して関心を持ち、自分の人権と同様に他人の人権を尊重する心と姿勢を育むことが必要となります。

市民と市がそれぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し協力して進めることで、より地域や日常生活に密着した人権教育、啓発となります。

人権をより身近なものとしてとらえ、市民一人ひとりが関わる問題として人権感覚を身につけるとともに、人権に関わる問題があったときは傍観者のような姿勢ではなく、主体的に行動していくことが求められます。

そのため、市民と協働による人権教育、啓発に取り組みます。

(2) 実施主体間の連携と多様な機会の提供

部落差別をはじめとして、様々な人権問題に関わる教育、啓発活動は、市の関係部局のみならず、様々な関係機関、団体でも行われています。

人権問題が複雑化かつ多様化していく中、教育、啓発をより一層効果的かつ総合的に進めていくため、各実施主体が担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携、協力体制を強化し、人権問題に関わる教育、啓発活動について、広く市民に周知できるよう多様な機会の提供に努めます。

また、人権教育、啓発は、多種多様な意見があることを踏まえ、自由な意見交換ができる環境づくりなどに努めます。

（３）時、場所に応じた効果的な方法

人権教育、啓発は幅広い年齢層を対象としているため、それぞれの時、場所に応じた取組が必要となります。

そのため、家庭や地域、学校、職場などあらゆる場、機会を通じて人権教育、啓発活動が実施されるよう支援します。また、人権教育、啓発の場において得られた知識や情報を、日常生活の中での主体的な行動へ結びつけることができるよう、人権に関して大きな社会問題となっている事例をタイミングよく取り上げ、市民が主体的、能動的に参加できるような手法を取り入れます。

第3章 あらゆる場における人権教育、啓発の推進

人権尊重社会を実現するため、市民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解し、日常生活において人権尊重の意識がその態度や行動に表れる必要があります。そのために、幼児から高齢者まで幅広い層を対象として、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる場において、市民と市が協働し、様々な手法を取り入れ、人権教育、啓発を進めます。

1. 保育所（園）※、幼稚園、学校

保育所（園）、幼稚園、学校において、人権保育、教育を推進するために、子どもたちの発達段階に応じて、様々な体験活動や交流を通して、人権に関する内容や意義についての理解を深め、また、人権が持つ価値や重要性を感受し、それを共感的に受けとめる感性や感覚を育みます。そして、それらを基盤として、子どもたちが実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成します。

教職員、保育所職員においては、自ら豊かな人間性の向上に努め、人権感覚に満ち、子どもをしっかり理解した保育、教育活動に携われるよう、部落差別をはじめとする様々な人権問題への理解と認識を深める研修や研究の機会を充実させます。また、家庭、地域、関係機関などとの連携を強化し、人権問題の解決に積極的な役割を果たします。

（1）保育所（園）、幼稚園

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。保育所（園）、幼稚園では、生活や遊びを通して、子どもの発達や特性に応じた援助を行い、最善の利益を考慮し、一人ひとりが認められ、自らをかけがえのない存在として実感できるように自尊感情を高め、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるようにします。

また、基本的な生活習慣を養い、社会性の芽生えや集団意識を育みます。他児とのかかわりの中で、相手の存在に気づき、尊重する気持ちや思いやりの心を持って行動できるよう保育活動を充実させ、望ましい人間関係をつくります。

平成29年（2017年）には、市教育委員会内に「幼児教育センター」を設置し、公立、私立の保育所（園）、幼稚園の横のつながりを深めるとともに、中学校区を単位とした保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校（以下「保・幼・小・中」という。）の縦のつながりを深め、人権保育、教育の一貫した取組をはじめました。

今後、保育所（園）、幼稚園が地域の子育て支援の拠点としてますます重要な役割を担っていくという視点から、地域とも連携し、保・幼・小・中の各成長の段階に応じ系統的な人権保育、教育を進めていきます。

（2）学校

学校教育においては、すべての教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育の充実を図っていきます。各学校における人権教育の推進体制を確立し、子ども、保護者、地域の実態を的確に把握し、「人権教育全体計画」及び「人権教育年間指導計画」を立て、毎年見直しを図り、計画的、系統的な人権教育を推進します。

すべての子どもたちが自立と自己実現ができるよう進路を保障する教育実践と、身の回りにある差別

※保育所（園）

保育所（園）には、保育所、保育園、小規模保育事業所などが含まれる。

や偏見、さらには生活の中の不合理や矛盾に気づかせるとともに、発達段階に応じて部落問題学習をはじめとする様々な人権学習に主体的に取り組み、正しい理解と認識を深め、自分の問題として捉えるようにします。また、差別されている子どもに寄り添い、仲間意識に支えられた集団づくりを進め、豊かな人権感覚を育むとともにあらゆる差別解消のための実践力を育成します。

そのために育てたい資質や能力として、人の気持ちや考えがわかる想像力、共感的に理解する力、思いや考えを適切かつ豊かに表現し、伝え合い、分かり合うためのコミュニケーション能力やそのための技能、人間関係を調節する力などを総合的に培っていきます。

また、市内の学校園所を11ブロックに分け、「保・幼・小・中・特別支援の連携をより推進し、豊かな人権感覚を育む」をテーマに、ブロックごとの子どもの実態や課題を把握し、めざす子ども像を共通認識し、「人権教育ブロック別実践研究会」を充実させます。相互の授業公開、合同研修の実施、子どもの発達段階に応じたカリキュラム研究、教職員間の交流を進める体制を整え、系統的、継続的に人権教育の実践に努めていきます。

さらに、学校における人権教育の方針、成果、課題を保護者や地域とも共有し、協力関係を築き、一体となった人権教育を推進していきます。

2. 家庭、地域、職場

あらゆる世代の人々が人権の尊重を普遍的な価値観として共有し、世代やライフスタイルに応じて、人権について考えることができるよう、多様な学習機会や情報の提供に努めます。

(1) 家庭

家庭教育はすべての教育の原点であり、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で家庭の果たす役割は極めて重要です。なかでも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭で、遊びやしつけ、家事や家族とのふれあいなど日常生活を通じて、豊かな感性や思いやりの心、自立心などを育み、基本的な社会のルールなどを身につけることが大切です。

そのため、引き続き子育てに関する相談、支援の充実をはじめ、保護者自らが人権意識を高めるための自主的な学習活動の支援を行うとともに、保護者と子の体験学習の促進など、ともに学んでいけるような施策を学校や地域と連携を図りつつ進めていきます。

さらに、啓発資料や広報などにより、人権問題について家族の間で活発な話し合いが行われ、日常生活の場で実践されるよう促します。

(2) 地域

地域はそこに居住する人々が日常の学習活動や地域活動を通じて、様々な人権問題について理解を深め実践する場であり、特に、子どもたちにとっては、思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

このことから、地域においては、人権文化センターや公民館、図書館における社会教育活動や学習、交流活動、行政主催によるセミナーや講演会の開催をはじめ、小学校区人権啓発推進事業など、自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、青少年補導委員、PTA・育友会、人権文化活動推進協議会、ボランティア活動団体を中心とする人権に関わる多様な学習活動が展開されるとともに、これらの団体や組織による地域福祉活動などが活発に行われることが大切です。

このため、人権教育を生涯学習の観点からとらえ、人権に関する具体的な課題に即しつつ、多様な学

習情報、教材の提供を行い、学習機会の拡充を図るなど市民の自主的な学習活動の支援を行います。

また、人権感覚や人権意識は、主として家庭や地域における人間関係の中で培われることから、人権問題を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚を養っていくことが求められています。教育及び啓発リーダーの育成や地域実践活動、交流の場の提供などにより、地域の教育力を高め、市民の主体的な教育及び啓発活動が活発に展開されるよう支援します。

（３）職場

企業などの事業所はその活動を通して、社会や地域と深い関わりを持つことから、社会性、公共性を有しています。地域社会を構成する法人も市民として、また就業の場を提供する雇用主として、差別のない明るい地域、職場づくりを行うよう、実態に応じて、自主的、計画的、継続的に啓発活動を展開することが大切です。

事業所における研修の促進を図り、市雇用促進連絡協議会や市人権・同和教育協議会※企業部などにより一層の連携を図って取り組みます。

また、市職員の研修を実施し、職員一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重の視点に立って自らの職務に取り組み、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させます。

第4章 個別の人権問題に対する取組

1. 部落差別

日本固有の重大な人権問題である部落差別は、被差別部落に地縁、血縁をはじめとした様々な関係を持つことを理由に、結婚や就職、日常生活上で差別を受けるといった問題です。

このことは憲法がすべての国民に保障している基本的人権が侵害されている人権問題であり、私たち一人ひとりが解決に取り組まなければならない課題です。

部落差別を見聞きした際、適切に対応できる力を市民一人ひとりが獲得していくこと、そのような課題を相談できる人権相談窓口の周知も必要となります。学校教育を終えてからも職場や地域において人権教育、啓発の場を提供し、部落差別を他人事ではなく自らの課題として捉え、より具体的な行動に結びつけられる学習を展開していきます。

今後は、市民意識調査の結果に鑑み、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）の理念を踏まえ、部落差別を重要な人権問題の柱とし、学校や家庭、地域、関係機関が連携をとり、継続した人権教育、啓発に積極的に取り組みます。

部落差別については、昭和40年（1965年）に国の同和対策審議会答申で、その解決は行政の責務であり、国民的課題であることを明確にしました。そして、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が施行され、差別意識と偏見の解消を図るための啓発事業や同和地区の環境改善、地区住民の生活実態の改善に関する事業が取り組まれるようになりました。

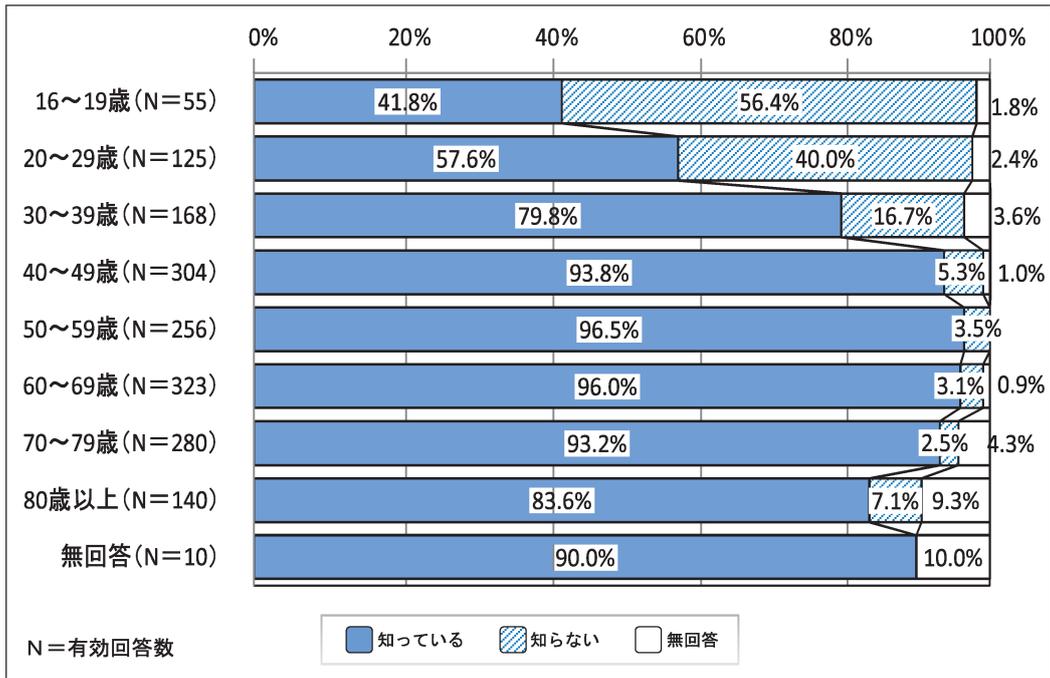
市における同和行政は、昭和47年（1972年）以降、昭和57年（1982年）までは市同和対策審議会から、それ以降は市同和対策協議会から、数次にわたる答申及び意見具申を受け、それらに沿って各種の施策を実施してきました。その成果として、住宅、道路などの整備により生活環境については大きく改善され、成果を上げてきていました。また、平成14年（2002年）の特別対策終了後も、継続して市民との協働による人権教育、啓発に取り組み、講演会や人権文化センター事業に参加する市民が増加しました。

しかし、その後も差別落書き、インターネットを使った差別書き込みや同和地区に関する問い合わせなど、差別意識や偏見が完全に解消されていない状況が続いています。そのため、平成28年（2016年）12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。部落差別が許されないものであり、これを解消することが重要な課題であることが明記され、差別解消のための国や地方公共団体の責務や教育、啓発について規定されました。

市民意識調査において、“同和問題があることを知っていますか”の設問では、前回の同調査と比べて29歳以下の若年層で同和問題を知らない人が増えており（19頁 図1、2）、“同和問題について次のような発言を直接聞いたことがありますか”という設問でも、他の年代と比べて29歳以下の若年層で聞いたことがない人が多くなっています（20頁 表1）。一方で、「同和地区は治安が悪い」「住宅を購入する際、同和地区の物件は避けたほうがいい」というような内容の発言を見聞きしています。同和問題についての発信者には「家族」が多く、ごく身近な人から聞いていることがわかります（20頁 図3）。“発言を聞いたときどう感じたか”の設問では、「反発・疑問を感じ、相手にその気持ちを伝えた」が全体の4.8%で、「そういう意見もあるのかと思った」が61.9%でした。（20頁 図4）。

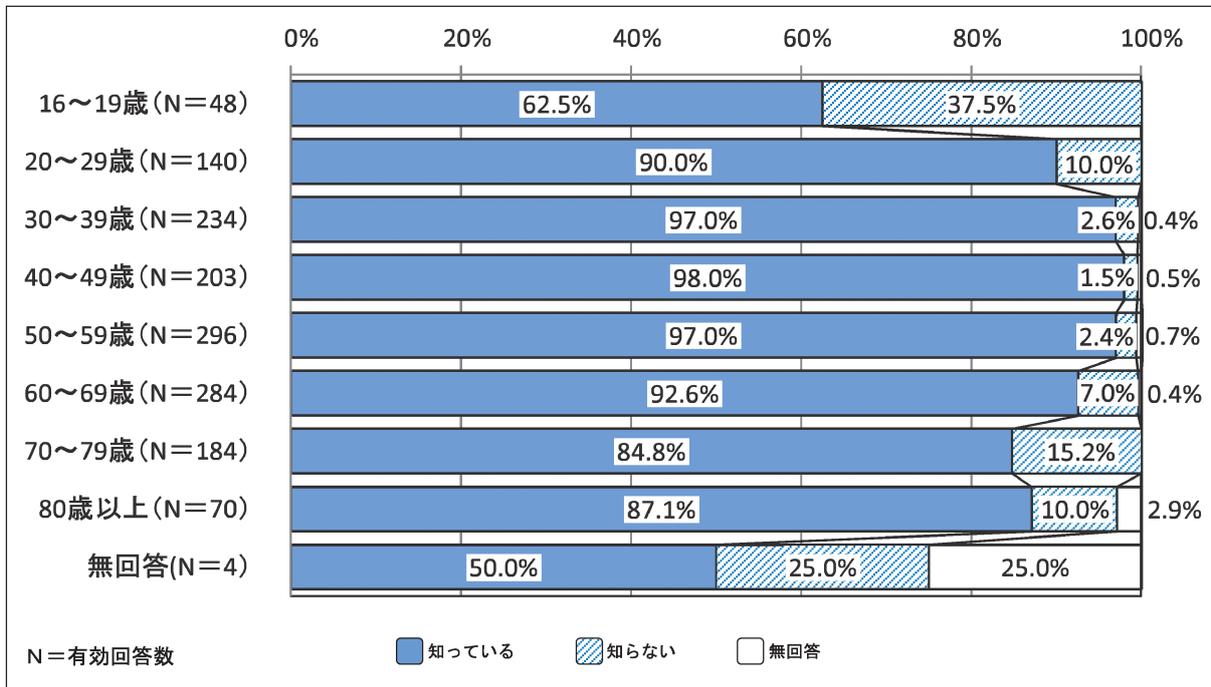
また、“同和地区の人との結婚時の対応”については、子どもの結婚の場合は「本人の意思を尊重する」人が37.9%、自分の結婚の場合は「自分の意思をつらぬく」人が29.1%でした。（21頁 図5、6）。

【図1 同和問題があることを知っているか（年齢別）】



資料：市民意識調査報告書

【図2 前回(平成17年(2005年)調査) 同和問題があることを知っているか（年齢別）】



資料：前回市民意識調査報告書

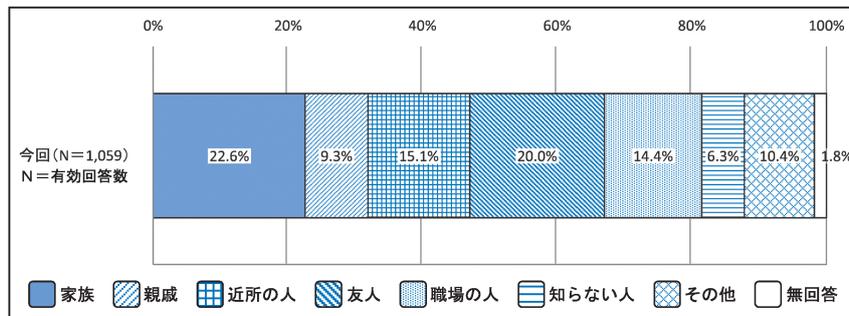
【表1 同和問題に関して直接聞いたことがある発言】

上段：実数、下段：構成比

	「同和地区の人（子ども）とは、付き合い合っては（遊んでは）いけない」	「同和地区の人とは、結婚してはいけない」	「同和地区の人はこわい」	「同和地区の人は無理難題を言う」	「同和地区は治安が悪い」	「住宅購入をする際、同和地区内の物件は避けたほうがいい」	その他	聞いたことがない	有効回答数
16～19歳	0 0.0%	1 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	5 9.1%	2 3.6%	1 1.8%	47 85.5%	55 100.0%
20～29歳	12 9.6%	20 16.0%	16 12.8%	6 4.8%	31 24.8%	26 20.8%	0 0.0%	78 62.4%	125 100.0%
30～39歳	21 12.5%	33 19.6%	33 19.6%	19 11.3%	77 45.8%	80 47.6%	2 1.2%	62 36.9%	168 100.0%
40～49歳	34 11.2%	82 27.0%	73 24.0%	62 20.4%	133 43.8%	141 46.4%	6 2.0%	93 30.6%	304 100.0%
50～59歳	51 19.9%	99 38.7%	85 33.2%	82 32.0%	110 43.0%	140 54.7%	7 2.7%	53 20.7%	256 100.0%
60～69歳	36 11.1%	137 42.4%	88 27.2%	73 22.6%	82 25.4%	156 48.3%	9 2.8%	79 24.5%	323 100.0%
70～79歳	35 12.5%	95 33.9%	86 30.7%	63 22.5%	49 17.5%	101 36.1%	7 2.5%	62 22.1%	280 100.0%
80歳以上	12 8.6%	43 30.7%	28 20.0%	23 16.4%	17 12.1%	47 33.6%	2 1.4%	48 34.3%	140 100.0%
無回答	1 10.0%	0 0.0%	2 20.0%	1 10.0%	3 30.0%	4 40.0%	1 10.0%	2 20.0%	10 100.0%
合計	202 12.2%	510 30.7%	411 24.7%	329 19.8%	507 30.5%	697 42.0%	35 2.1%	524 31.5%	1,661 100.0%

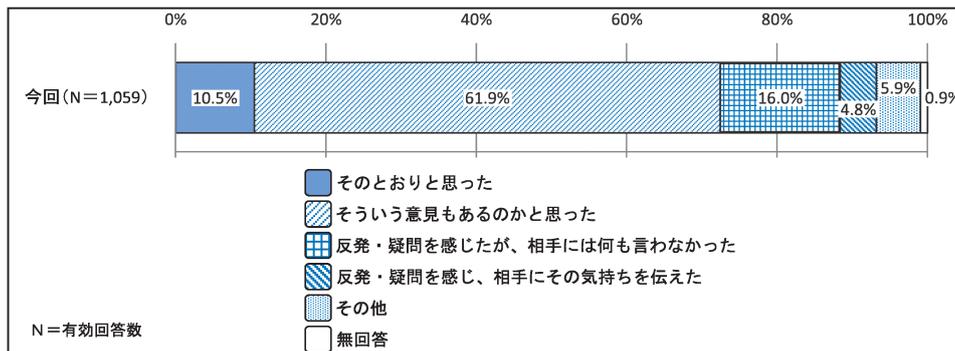
資料：市民意識調査報告書

【図3 同和問題に関する発言を誰から聞いたか】



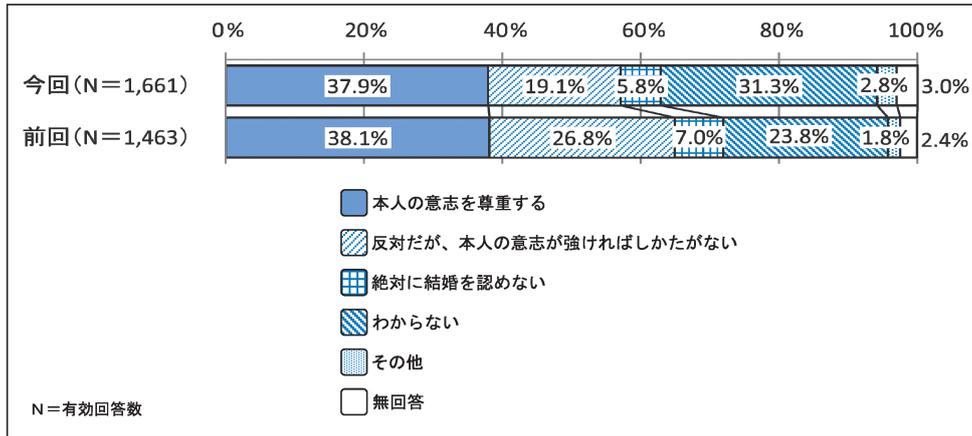
資料：市民意識調査報告書

【図4 同和問題に関する発言について感じたこと】



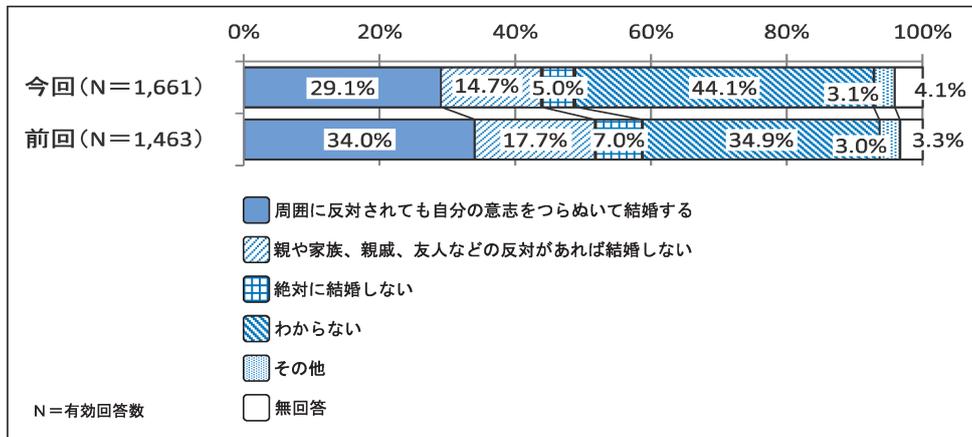
資料：市民意識調査報告書

【図5 「同和地区」の人との結婚について（子どもの場合）】



資料：市民意識調査報告書

【図6 「同和地区」の人との結婚について（自分の場合）】



資料：市民意識調査報告書

(1) 人権啓発活動の充実

- 市民と行政の協働で教育、啓発事業を進めます。特に、部落差別を他人事ではなく自らの課題として捉え、より具体的な行動に結びつけられる教育、啓発を展開します。
- 市人権・同和教育協議会*とともに、まちづくり協議会や関係団体などと連携し、人権啓発ネットワークづくりをめざします。
- 市職員として適切な対応ができるよう部落差別に関する研修を行うとともに、差別の実態を学び意識改革を図るため、交流学習会*を継続して実施します。
- 不動産取引などに関わって、同和地区の所在を調査したり行政機関へ問い合わせるなどの問題が発生しており、不動産取引などに関わる企業や関係機関との連携を図り啓発に努めます。

(2) 保育所（園）*、幼稚園、学校における取組の活性化

- 保育所（園）、幼稚園では、その基礎となる人間関係、豊かな言葉や表現、自分や他人の命の大切さや生きる力を培います。

※市人権・同和教育協議会 10 頁参照

※交流学習会

部落差別をなくすために、市職員が部落差別について正しく理解し、差別の現実、厳しさを対話の中から学び、職場、家庭、地域社会において行動を起こせるよう当事者と交流し学習する会のことをいう。

※保育所（園） 15 頁参照

- 学校は、地域の実態、児童、生徒の基本的な生活実態や基礎学力の定着状況、人権意識などを的確に把握し、部落差別が人権問題の重要な柱であると捉え、人権教育全体計画の中に、発達段階に応じて系統的に部落問題学習を的確に位置付けて取り組みます。
- 教職員及び保育所職員は、自らが差別の実態を深くとらえ、差別される側の視点に立って、すべての子どもの自己実現が図られるよう取り組むとともに、児童、生徒には、差別を見抜き、差別を許さない力を育成します。
- 市人権・同和教育協議会[※]の「進路保障委員会[※]」、市教育委員会の「生徒指導連絡協議会[※]」とも連携し、学力保障、進路保障の充実を図ります。
- 家庭、地域とともに、部落差別のない社会をつくり上げるため、人権・同和参観、懇談の内容を充実します。

(3) 人権文化センターの取組

- より開かれた施設として市民交流を進め、部落差別解消の拠点施設として、地域の実態に応じた解放文化祭などの多様な事業を実施します。
- 福祉の向上や人権啓発のための地域交流の拠点となる「福祉コミュニティセンター」として、市民の交流をより一層推進します。
- 人権文化活動団体や地域福祉活動団体に対する支援を行い、人権学習グループなどへの情報提供に努めます。
- 人権相談を含む様々な相談の窓口として、利用しやすい体制づくりに努め、問題を早期発見し必要に応じて関係行政機関、団体などへ取り次ぎます。そのため、職員の資質向上に努めます。

(4) 人権相談の充実

- 結婚や就職などにおける差別事象や差別落書きなどが発生した場合には、事実確認とともに当事者及び関係者への助言などを行い、必要に応じて関係行政機関、団体への紹介、取り次ぎなどで適切な解決を図ります。また、関係者に対し部落差別に対する正しい知識と理解を深めるための教育、啓発その他の指導、助言を行います。
- 人権擁護委員による随時の相談や定期の人権相談を継続して実施するなど、人権問題の解決を図るため、神戸地方法務局伊丹支局や関係機関と連携を密接にした人権相談体制を充実します。

(5) 「えせ同和行為」の排除

- 部落差別を口実として企業、行政機関などへ不当な圧力をかけて、高額の書籍を売りつけたりするなどの「えせ同和行為」の排除に向け、企業や関係機関との連携を図り啓発に努めます。

※市人権・同和教育協議会 10 頁参照

※進路保障委員会

市人権・同和教育協議会に設置された専門委員会で、様々な人権課題がある子どもたちの進路保障上の課題を克服し、すべての子どもたちが自らの力で生活と進路を切り開き、自己実現が図ることができるよう取組を進めている。

※生徒指導連絡協議会

市内公立学校の生徒指導担当者などにより組織され、生徒指導の充実と強化を図るため、研究と対策を講じ、児童生徒の健全な育成を期することを目的とした協議会のことをいう。

(6) 本人通知制度※の推進

- 住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書の不正請求の抑止、不正取得による人権侵害を防止することを目的として、証明書を第三者へ交付した場合、市から本人へ通知する「本人通知制度」があることを、広く市民へ普及します。
- 「同制度」を理解し登録する市民が増えるよう制度の説明会実施や、地域のサービスセンターやサービスステーション、人権文化センターで受付が可能であることを周知します。

(7) モニタリング制度※の推進

- 匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上での差別書き込みなどが発生しており、モニタリング制度を導入します。

(8) 部落差別解消推進法の周知

- 部落差別解消推進法について広く周知します。
- 法の理念を踏まえた人権教育及び人権啓発に取り組みます。

※本人通知制度 9頁参照

※モニタリング制度

人権に関わる分野において、インターネット掲示板などに書き込まれている書き込みに対し、悪質な差別書き込みが書かれていないか確認し、重大な人権侵害にあたる書き込みや差別を助長するような書き込みについて、プロバイダなどに対し削除要請する制度をいう。

2. 障がいのある人

国連は、昭和56年（1981年）、ノーマライゼーション[※]を具体的に行動として取り組むことができるよう「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」を定め、昭和58年（1983年）から10年間を「国連障害者の10年」とし、世界各国では障がいのある人々の権利拡大と具体的な施策の発展が図られました。また、障がいのある人々の人権問題を、個人の身体的精神的機能の不十分さやそれによって引き起こされる能力の不足ととらえるこれまでの考え方を大きく転換させ、社会環境が障壁（バリア）をつくり、障がいのある人を受け入れてこなかったことにあり、問題は社会のほうにあるとの認識（社会モデル）に立ち、その後の施策を、障がいのある人が自分で自分の生き方を選択して決める権利が保障され、障がいのある人もない人も、ともに生活ができる社会の実現を基本とするようになりました。

市は、平成23年（2011年）3月に策定した「宝塚市第4次障がい者施策長期推進計画」で、「すべての人が心豊かに、普通に暮らせる社会へ」を基本理念として、「主体性を尊重し、自己実現を支援する」「地域社会が同じ市民として包み込む」「自立と社会参加を支援する」「権利と暮らしを守る」「障がい者施策を、障がいのある人を中心とする多様な主体の協働により推進する」を基本目標として設定して、施策の着実な推進を図っています。

障がい者が地域社会で生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行を社会的障壁といいます。道路の段差や階段、施設でのエレベーターの不備など「社会における事物」、資格制限などによる「制度」、障がいのある人を意識していない習慣、文化などの「慣行」、障がいや障がいのある人への考え方、無理解などの「観念」が社会的障壁であり、今後も、これらの障壁をひとつずつ取り除いていく必要があります。また、障がい者に対する家庭、企業、福祉施設内などでの暴言、暴力などの虐待、財産搾取などの人権侵害などが発生しています。

「障害者差別解消に関する条例」などの趣旨に沿って、更なる充実を図っていきます。

平成18年（2006年）12月に国連総会で「障害者権利条約」が採択され、平成20年（2008年）5月に発効し、日本でも平成26年（2014年）1月20日に批准しました。「障害者権利条約」は障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置について定める条約です。「私達のことを、私達抜きに決めないで」という意思決定過程における障がい当事者の関与の考え、「社会モデル」の考えが反映され、「合理的配慮[※]」が定義されています。

日本は、平成19年（2007年）9月に条約の署名はしていましたが、条約の批准に先立ち国内法の整備、障がい者に関する制度改革を進めることとし、平成23年（2011年）6月に「障害者虐待防止法」の成立、同年8月に「障害者基本法」の改正、平成24年（2012年）6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」の成立、平成25年（2013年）6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の成立及び「障害者の雇用促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正など様々な制度改革が行われました。

※ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、ともに社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中で共に生活することが当たり前の社会であるとする考え方をいう。障がいのある人などの少数者に普通の暮らしを保障する視点と、少数者を排除する社会は不毛で貧しい社会とする視点という2つの視点を含んでいる。

※合理的配慮

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にある考え方で、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められ、こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利権益が侵害される場合も差別にあたる。

「障害者差別解消法」は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を目的として、平成 28 年（2016 年）4 月から施行されています。

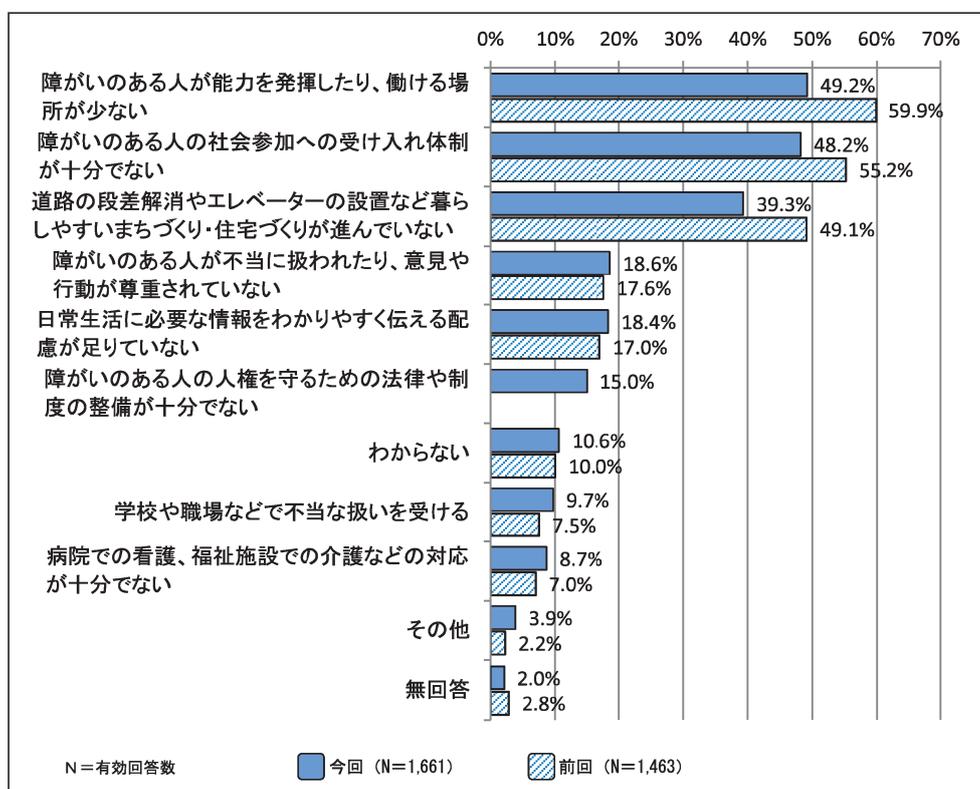
市では、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に速やかな通報が法律で義務付けられたことにより、この通報を受理するため宝塚市障がい者虐待防止センターとして、市障害福祉課を含む 5 つのセンターを設置し、養護者、障害者福祉施設従事者、使用者などによる障がい者虐待に対応しています。

また、平成 28 年（2016 年）12 月に制定した「障害者差別解消に関する条例」に基づき、市全体で取り組むため障害者差別解消支援地域協議会、差別事案に関する申立てに対して助言又はあっせんを行うための附属機関として調整委員会を設置し、不当な差別的取扱いや合理的配慮*の不提供などの障がいを理由とする差別の解消を推進しています。

さらに、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し、心豊かに共に生きる地域社会を実現することを目的として平成 28 年（2016 年）12 月に「宝塚市手話言語条例」を制定しました。

市民意識調査において、“障がいのある人の人権に関して特に問題だと感じること”を尋ねたところ、「障がいのある人が能力を発揮したり、働ける場所が少ない」（49.2%）、「障がいのある人の社会参加への受け入れ体制が十分でない」（48.2%）、「暮らしやすいまちづくり・住宅づくり」（39.3%）の回答が他の回答よりも高くなっていますが、前回に比べて 7～10 ポイント少なくなっています。一方、「学校や職場などで不当な扱いを受ける」や「病院での看護、福祉施設での介護などの対応が不十分」などの人権侵害については前回に比べて高くなっています（図 7）。

【図 7 障がいのある人の人権に関して、特に問題だと感じること】



資料：市民意識調査報告書

(1) 権利擁護^{*}の推進

- 市民が相互に人格と個性を尊重し、共生社会を実現するために、障がいや障がいのある人への理解を深める啓発や広報活動を推進します。
- 「身体障害者補助犬法」制定のきっかけとなった介助犬シンシアにちなむ「シンシアのまち宝塚」をキーワードとし、すべての市民が心豊かに暮らすために、障がいや障がいのある人に対する偏見や差別が解消されるよう、差別や偏見などの障壁（バリア）を取り除く心のバリアフリー^{*}を推進します。
- 障がいのある人の権利や尊厳が虐待によって脅かされることを防ぎ、安定した生活や社会参加を進めるため、家庭、福祉施設や勤務先などで虐待を受けているとの通報や本人から届出があった場合、市が事実を確認し、虐待防止のために対応します。
- 障がいのある人の暮らしと権利を守るため、相談支援体制や福祉サービスの充実を図り、障がい者差別の解消を図るとともに高齢者・障がい者権利擁護支援センターを中心に成年後見制度^{*}などの権利擁護の施策を推進します。
- 「障害者差別解消に関する条例」に基づき、障がい者差別解消に向けた啓発の取組を進めるとともに差別事案に関する申立てに対して助言又はあっせんを行うための調整委員会を設置し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮^{*}の不提供といった差別の解消を推進します。
- 大規模災害が発生した時には行政の公的支援活動が制約されることから、災害時要援護者支援制度を進め、自助及び地域の共助を基本とし、避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全、安心体制を強化します。

(2) 自立生活の支援と社会参加の促進

- 障がいのある人が住み慣れた地域で心豊かに普通の暮らしを営むことができるよう、その主体性を尊重し、自己実現を支援します。
- 積極的に社会参加でき安心して地域生活を送るため、ユニバーサルデザイン^{*}の考え方に基づき、住宅、施設、歩行空間などのバリアフリー化を推進します。
- 自立生活や社会参加の可能性を広げることができるよう、個々の障がいに適応した形でのコミュニケーション支援を推進します。
- 「手話言語条例」に基づき、手話は言語であることを認識し、手話の理解に努め、手話を使用しやすい環境づくりを推進します。
- 市民と行政の協働による福祉コミュニティ・ネットワークを形成し、既存の制度では対応できない様々な生活課題に対応します。

※権利擁護 9頁参照

※バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くための施策、障壁を取り除いた状態をいう。

※成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が十分でない人々を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人などを家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。

※合理的配慮 24頁参照

※ユニバーサルデザイン

人間が言語の違い、左右の利き手の違い、障がいの有無、老若男女といった差異を問わずに利用することができる設計、工業デザインをいう。デザイン対象を障がいのある人や高齢者に限定していない点で、一般的に言われる「バリアフリー」とは異なる。

(3) 教育の推進

- インクルージョン^{*}の理念に基づき、すべての子どもたちがともに学び合い、育ち合う教育を推進します。
- 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、教職員の専門性と指導力の向上を図り、特別支援教育の体制を整備することにより、障がいのある子どもの持てる力を高め、生活や学習の困難性に対する支援を行います。
- 保健、医療、福祉、教育、労働が連携し、障がいの早期発見、早期療育を行い、総合的な支援システムを構築し、障がいのある子どものライフステージに応じ、家族への支援も含め、一貫性のある総合的な支援を行います。

(4) 就労の促進

- 障がいのある人の能力や適性に応じ、就労の機会を得て、より力が発揮できるよう、雇用の開発、就労の場の確保、就労の継続の施策を推進します。
- これまで、「障害者雇用促進法」に基づく企業などの取組の拡大、ハローワークの取組の強化を背景に障がいのある人の就職実績は伸びてきました。今後も、障害福祉サービスや宝塚市障害者就業・生活支援センターの支援により、就職や職場定着の支援を行います。
- 毎年度策定する市内の障害者就労施設などからの物品などの調達の推進を図るための方針(調達方針)に基づく調達の推進により、施設などに対する需要を増進し、自立の促進につなげます。

(5) 保健、医療の充実

- 医療的ケアなどのニーズのある重度の障がいのある人などについて在宅生活を安心して営むための支援を推進し、障がいのある人に対しQOL^{*}(生活の質)が高められるよう適切な保健・医療の提供を支援します。

※インクルージョン

インクルージョンとは、「包み込む」という意味で、「包容」「包摂」「包含」などと訳され、1980年代以降、アメリカの障がい児教育で注目された考え方で、一人ひとりの児童の個性的なニーズに対し、集団から排除せず、教育の場で包み込むような援助を保障する。

※QOL (Quality Of Life)

「生活の質」「人生の質」「生命の質」と訳され、個人のもつ充足感、幸福感を表す概念をいう。

3. 女性

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等を定めていますが、その精神が真に理解されて実際にいかされているとは言い難い状況です。殊に長い間、生物学的な性別（セックス）とは別に、社会的、文化的につくられた性別（ジェンダー）は、様々な形で女性への人権侵害や差別を生み出してきました。

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント[※]、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。デートDVを含む。）、ストーカー行為など、依然として女性が被害者となる事例が後を絶ちません。このような背景には固定的なジェンダー意識がある場合がほとんどで、誰もが自分らしく生きる社会を実現していくために、固定的な意識に捉われず、互いを尊重し、家庭や職場、地域社会で役割や責任を分かち合う意識を育てていく必要があります。また、男性の関心の低さにも鑑み、低年齢からの教育や職場での研修など、様々な場で学習を継続していくことが必要です。

さらに、これまで人間の性は男女の性別二元論による異性愛や固定的な性別役割を前提として扱われることが多く、性の多様性を認識し、お互いに尊重し合える地域社会をつくることは、男女共同参画と人権尊重の観点からも重要です。

「第2次宝塚市男女共同参画プラン」の基本理念「社会のあらゆる分野に、男女が共に参画する機会が保障されるまち」「すべての人が性別に捉われず、自分らしく生き生きと暮らせるまち」「各々の個性と能力を十分に発揮し、男女が共に責任を分かちあえるまち」「性の多様性が尊重されるまち」に基づき、男女共同参画社会をめざして取組を進めます。

女性への人権侵害や差別を是正するため、国連は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」、それに続く昭和51年（1976年）からの10年間を「国連婦人の10年」と定め、「平等・開発・平和」の理念に基づき、女性の自立と地位向上のための取組を進めてきました。平成23年（2011年）より「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント[※]のための国連機関」が設立され、平成27年（2015年）にアジアではじめての事務所が東京に開設されました。このように国連では、女性差別の撤廃をめざして地球規模での行動を展開しています。

日本においても、国際的な動きと連動し、「女子差別撤廃条約」や「国際労働機関（ILO）第156号条約（家族責任条約）」の批准、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の制定などの法制度の整備など、様々な男女共同参画の取組が進められました。DVに関しては、平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行され、DVは重大な人権侵害として認知されるようになりました。

こうした中、平成27年（2015年）9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、男性を含めた働き方の見直しを進め、国や地方公共団体、民間事業主に数値目標や行動計画の公表などを義務付けるなどの取組が始まっています。

市では、平成6年（1994年）に、総理府（現内閣府）による「男女共同参画宣言都市」の指定を受け、平成14年（2002年）6月に、男女共同参画社会実現に向けての取組を一層推進していくための基盤を整備するため「宝塚市男女共同参画推進条例」を制定しました。また、男女共同参画社会の形成をめざし、平成8年（1996年）に「宝塚市女性プラン」を策定し、平成18年（2006年）に「宝塚

※マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠、出産を理由に職場で受ける解雇、雇止め、降格、減給、心ない言葉かけなどの精神的、肉体的な嫌がらせのことをいう。

※エンパワーメント

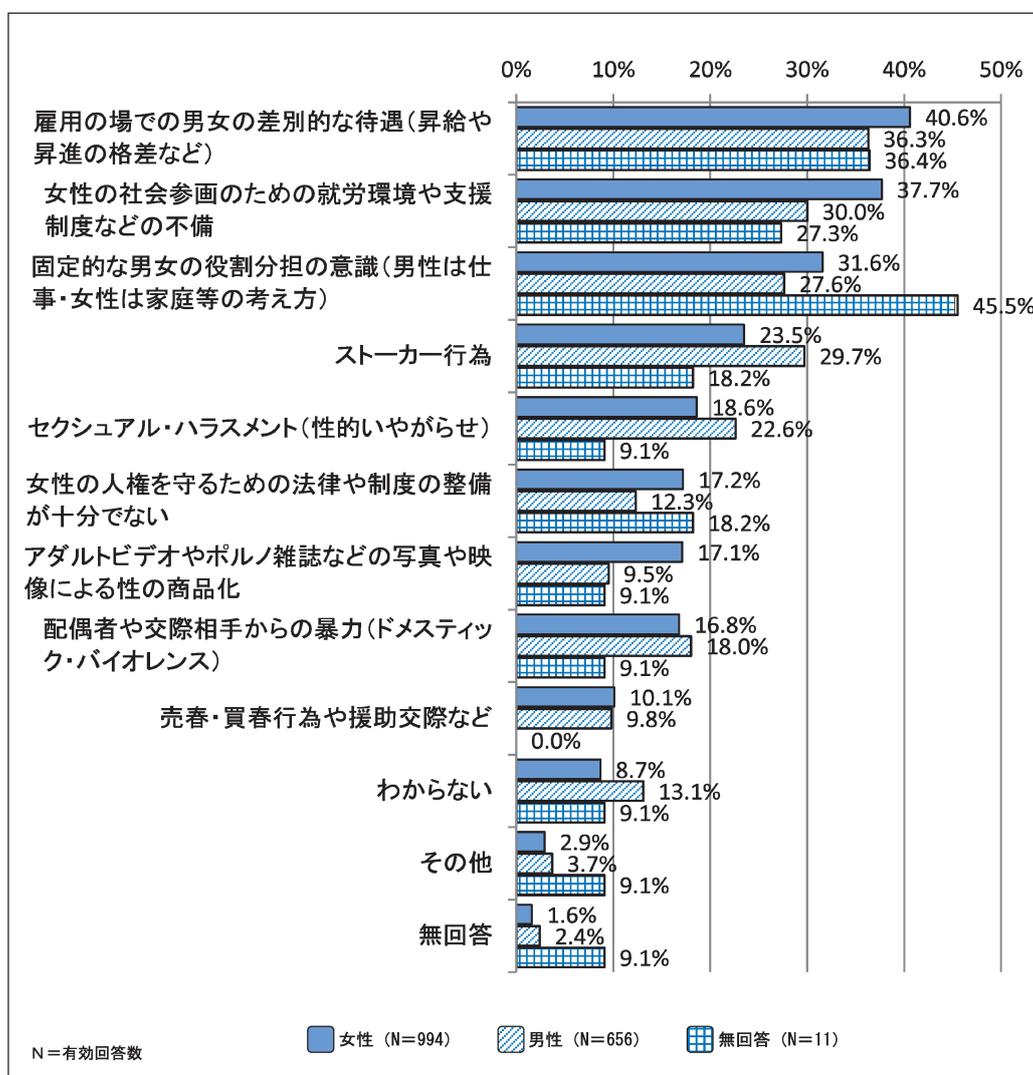
自らが潜在的に持っている力を引き出し、意識と能力を高め、力をつけることをいう。

市男女共同参画プラン」、平成28年（2016年）にはDV対策基本計画、女性活躍推進計画と合わせた「第2次宝塚市男女共同参画プラン」を策定しました。

また、配偶者などからの暴力防止の取組では、DVを許さない社会の実現をめざして、平成23年（2011年）にDV対策基本計画を策定、「たからづかDV相談室（宝塚市配偶者暴力相談支援センター）」を開設し、被害者の支援や自立に向けた取組などを行っています。

市民意識調査で、“女性の人権に関して特に強く問題だと感じること”を尋ねたところ、「雇用の場での男女の差別的な待遇（昇給や昇進の格差など）」「固定的な男女の役割分担の意識（男性は仕事、女性は家庭などの考え方）」といったことに対する問題意識が高くなっています。ただし、配偶者や交際相手からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの暴力行為以外については、女性に比べて男性の関心が低いことがわかります（図8）。

【図8 女性の人権に関して特に強く問題だと感じること（性別）】



資料：市民意識調査報告書

(1) 男女共同参画社会実現のための教育、学習、啓発の推進

- 社会における「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や女性に対する差別を解消するためには、まだ多くの課題があります。女性も男性も自らの意思に基づき、個性と能力を發揮できる多様性に富んだ豊かで活力のある男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に関する理解が深まるよう取組を進めます。
- 保育所（園）[※]、幼稚園、学校では、一人ひとりの個性に応じて能力を伸ばすことができるよう男女共生教育を行います。進路指導やキャリア教育においても、性別に関わりなく子ども自らが自由に選択できるように教育を推進します。
- 保育所職員や教育関係者については、男女共同参画の視点を踏まえた研修を充実させます。

(2) 女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重

- DVは、被害者の身体だけではなく、心にも深く傷を与え、生命も脅かす犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。このDVの被害者の多くは女性です。DV被害者の安全確保や自立支援を行い、女性への暴力の根絶、DVを許さない社会の実現に向けて取り組みます。
- 女性のための相談は、年々利用者が増加する傾向にあり、引き続き、様々な媒体やPRの機会を通じて周知し、支援を強化していきます。また、DV相談についても、関係機関や地域の人々の協力のもと、早期発見と支援につなげる体制づくりに取り組みます。
- いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、お互いに理解のある性生活、安全な妊娠、出産など、女性自らが正しい情報を得て自分の健康管理、自己決定をしていくことが大切です。
さらに、性感染症やHIV[※]感染、望まない妊娠などの防止に向けて、年齢に応じた正確な性教育、学習機会を充実させるとともに、人権としての性を尊重する正確な知識を習得できるように努めます。
- 性的マイノリティに関する講演会など学習や啓発活動を通じて、家庭や学校、職場や地域社会における理解の浸透を図るなど、性の多様性を尊重するまちづくりに向け取り組みます。
- 様々な理由による人権課題に加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれることがないよう、あらゆる人の人権尊重の観点から配慮を行い、施策を推進します。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[※]）の推進

- 女性も男性も育児、介護など人生の様々なステージを通じて、多様な生き方が選択できるよう、働き方などの見直しのための取組や、子育て、介護の支援などの充実により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現する社会をめざします。
- 日本の女性の労働には、子育て後に再就職するという中断型労働（いわゆるM字型カーブ[※]）が多い、男性よりも非正規労働に占める割合が高い、男女の賃金格差がある、女性の管理職への登用が少ないなどの問題があることから、女性の労働環境の整備、支援に取り組みます。

※保育所（園） 15頁参照

※HIV 5頁参照

※ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことをいう。職場における育児休業、介護休業などの取得の促進、これらを取得しやすい職場の雰囲気づくりなどが求められる。ワーク・ライフ・バランスの実現が、多様な働き方、生き方を選択できる社会の実現につながるものである。

※M字型カーブ

日本の女性の労働力率を年齢層別に見るとM字型の曲線になり、このような日本の女性の特徴的な就業形態のこと。日本の女性も学校卒業後はフルタイムで働くケースが多いものの結婚や子育てで退職する人が増加し、子育てが一段落した後、再度、パートタイマーなどで働く人が増加するという就業形態がM字型にあることをいう。

- 男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会です。長時間労働を見直し、介護問題などの課題に対応するためにも、男性の男女共同参画への理解の浸透を進めます。
- 市政などに関わる政策、方針決定過程への女性の参画を推進するため、女性職員の管理職への登用を推進します。
- クォータ制[※]により市審議会などの委員や地域における各種委員などあらゆる分野において、女性がさらに活躍できるように取り組みます。
- 災害時における女性に対する配慮不足などが指摘されており、防災、災害時の応急対策などについて、女性の視点を取り入れ、意思決定の場に女性の参画を進めます。

(4) 男女共同参画社会実現のための総合的推進

- 男女共同参画社会の実現に向けた取組を着実に進めるため、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を企画、立案、実施するとともに、取組にあたっては、協働の観点から市民一人ひとりと、団体、事業者などとともに取り組むと同時に、国、県、地方公共団体、関係機関と連携、協力して取り組みます。
- 男女共同参画センターの運営については、指定管理者と市が連携、協力することにより、男女共同参画社会実現のための拠点としての機能をさらに充実させます。

※クォータ制

不平等是正のための方策のひとつで、「割り当て制度」などという。審議会の人数などで、男女の比率に偏りがないように定める方法で、結果の平等をめざすもの。

4. 高齢者

日本における高齢化は例を見ない速さで進行しており、平成 17 年（2005 年）に先進国で最も高い高齢化率 20.1%を記録して以降、世界のどの国もこれまで経験したことの無い超高齢社会を迎えています。

市の高齢化率は全国と同様に年々増加しており、平成 29 年（2017 年）10 月現在で 26.9%となっており、全国平均 27.7%と比べるとやや低い水準となっています。しかし、平成 26 年（2014 年）から平成 29 年（2017 年）にかけて、全国平均は 1.7 ポイント増、市が 1.8 ポイント増で、高齢化が全国平均を上回る速さで進行しています。

市においては、平成 24 年（2012 年）に福祉の分野における基本計画となる「宝塚市地域福祉計画（第 2 期）」、平成 27 年（2015 年）に「宝塚市高齢者福祉計画・第 6 期宝塚市介護保険事業計画」を策定し、これまで進めてきた介護保険制度や高齢者福祉の施策の推進に継続的に取り組むとともに、市の地域課題、地域資源、高齢化の進展などの実情を踏まえ、地域ケア会議[※]や高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催、地域包括支援センターによる相談や介護相談員の派遣など「高齢者が住み慣れた地域の中で、健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚」の実現に向けて取り組んでいます。また、「宝塚市地域包括ケア推進プラン（宝塚市高齢者福祉計画・第 7 期宝塚市介護保険事業計画）」を平成 30 年（2018 年）3 月に策定しました。

認知症患者の増加に伴い日常的な金銭管理など、対応困難なケースが増加しています。成年後見制度[※]を周知するとともに、制度利用を支援し、普及啓発に取り組むことが必要です。

さらに、市民意識調査の結果にもあるように、全国の振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺の認知件数は年々増加する傾向にあり、これらは高齢者の経済的自立や高齢期の安心を脅かす行為であり、手口や対策などに関する情報提供に努め、被害を防ぐ必要があります。また、これまで培ってきた知識や能力を発揮し、仕事や地域活動を通じていきいきと暮らすことができる社会の実現をめざす必要があります。

高齢者の人権問題に取り組むにあたっては、「人権とは人間そのものの尊厳を指すものである」と認識し、高齢者を取り巻く環境の整備と施策を積極的に推進していきます。

超高齢社会に対応するため、高齢者が介護を必要とする状態になっても尊厳をもって自立した生活を送ることができるよう、平成 12 年（2000 年）から高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度をはじめ、認知症などにより判断能力が十分でない人を保護するための成年後見制度、高齢者が福祉サービスを利用するのに際して、自己決定権を尊重し権利を擁護する日常生活自立支援事業など、高齢者を社会で支え合う仕組みが整備されてきました。平成 18 年（2006 年）に、高齢者に対する身体的虐待や養護を著しく怠るネグレクトなどの増加を踏まえ、高齢者の人権を守るため、「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の対応を図るとともに、養護者の支援を行い、その負担の軽減を図ることとされました。

また、平成 24 年（2012 年）に介護保険制度が改正され、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において、自立した日常生活を営むことができるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援サービス、⑤住まいの 5 つの支援・サービスを一体的に提供し、地域の様々な支援、

※地域ケア会議

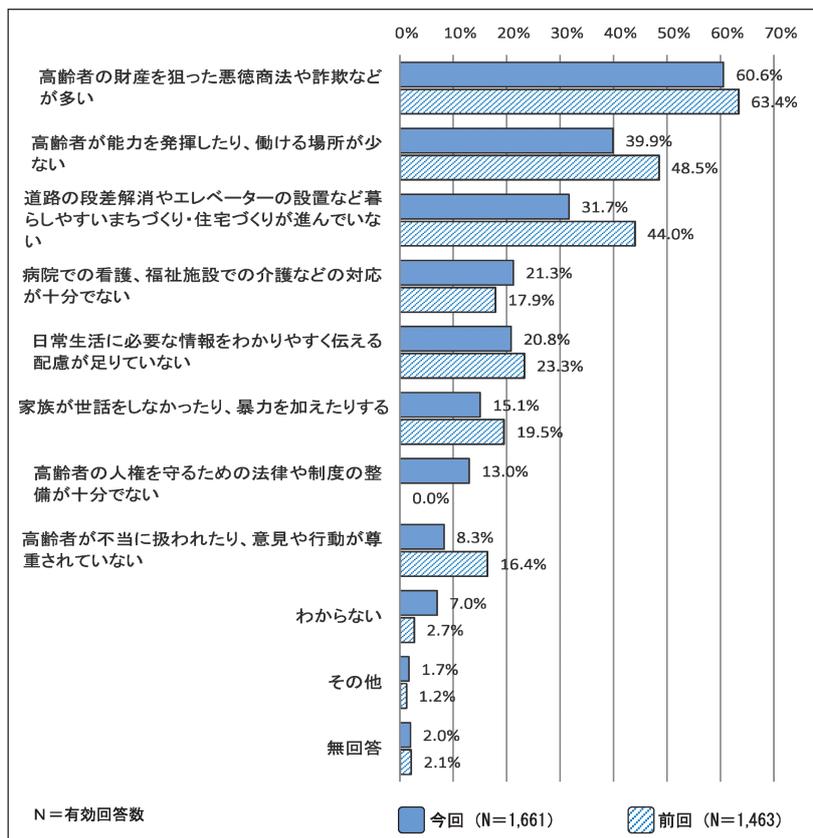
高齢者など個人の課題への対応を本人や家族、介護保険や医療の専門職、民生委員などの参加によって多様な視点から検討することで、地域におけるその人らしい生活の継続を支援していく会議のことをいう。

※成年後見制度 26 頁参照

サービスの仕組みを活用しながら、高齢者施策全体の進展を図る「地域包括ケアシステム[※]」の構築に向けた取組が始まっています。

市民意識調査において、“高齢者の人権に関して特に問題だと感じること”を尋ねたところ、「高齢者の財産を狙った悪徳商法や詐欺などが多いこと」が60.6%で最も高く、次いで「高齢者が能力を発揮したり、働ける場所が少ない」「道路の段差解消やエレベーターの設置など高齢者が暮らしやすいまちづくり・住宅づくりが進んでいない」となっています（図9）。

【図9 高齢者の人権に関して特に問題だと感じること】



資料：市民意識調査報告書

（1）高齢者の権利擁護と虐待防止

- 市広報誌やリーフレットなどの配布、講演会の開催などを通じて高齢者虐待に関する正しい理解が広く市民に深まるよう啓発活動を推進します。
- 判断能力や意思表示能力が不十分な認知症高齢者にとって、自らの権利を守り、尊厳のある暮らしを維持するためには、成年後見制度[※]などの利用が必要となります。そのため、地域包括支援センターを中心として、成年後見制度や日常生活自立支援事業など高齢者の権利擁護のための諸制度についての情報提供を推進するとともに、これらの制度を活用した適切な相談、援助に努めます。
- 高齢者・障がい者権利擁護支援センターを中心として、弁護士会、司法書士会、行政書士会などと連携し、成年後見制度を広く市民に理解してもらえるよう広報活動を進めるとともに、市民後見人の養成などを進めます。

※地域包括ケアシステム

重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される支援体制。厚生労働省が提唱し、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、全国の市町村で構築に取り組んでいる。

※成年後見制度 26頁参照

- 高齢者虐待を未然に防ぎ、問題が深刻化する前に早期発見し、高齢者や養護者、家族などに対して適切な支援を行うためには、地域住民をはじめとして、民生委員・児童委員、老人クラブ、自治会などによる地域の見守り体制を強化するとともに、虐待の相談窓口である地域包括支援センターとの連携体制の構築に向け、高齢者虐待ネットワーク会議を通じて、虐待の予防、早期発見に向けた連携体制づくりを推進します。
- 養介護施設従事者などによる高齢者虐待については、虐待につながりかねない不適切なケアの改善、虐待を発見した場合の通報窓口について、施設従事者などへ指導または周知します。
- 養介護施設などは、外部から閉ざされた空間でもあり、発生した身体拘束などの虐待事案が通報されにくい可能性があるため、地域住民などとの防災訓練や福祉避難所開設訓練などの実施を促したり、介護相談員派遣事業により第三者である外部の目を積極的に入れます。

（２）認知症施策の推進

- 市広報誌や啓発パンフレットなどを通じて、認知症についての正しい理解の普及を図ります。また、地域における啓発を推進する認知症サポーターを計画的に養成するとともに、ステップアップやスキルアップ研修を実施し、積極的な活動を推進します。
- 認知症の予防、早期発見の推進のため、認知症専門機関と地域の支援関係者との連携を推進するとともに、認知症の人や介護家族などへのきめ細かな情報提供、相談支援などを行うことにより、適切な認知症ケア体制の推進に努めます。
- 認知症地域連携体制の強化を図るため、行方不明となった高齢者の早期発見による安全確保を目的とする「宝塚徘徊シルバーSOSネットワーク」の充実を図るとともに、地域ケア会議^{*}などを通じて地域住民による日頃の見守り体制の構築を図ります。

（３）社会参加といきがいづくりの促進

- 高齢者が、地域社会の一員として様々な活動に積極的に参加し、いきいきと暮らせるよう、社会参加の促進、文化、学習、スポーツ活動の活性化など、豊かな知識と経験が活かせる機会の提供に努め、高齢者のいきがいづくりを推進します。
- 高齢者が健康で意欲と能力がある限り、年齢に関わりなく働き続けることができる社会の実現をめざし、事業者に対する高齢者雇用の啓発やシルバー人材センターへの支援を行っていきます。

（４）福祉のまちづくりの推進

- 高齢者が安心して外出し、屋外で自由、安全、快適に活動ができるよう、兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての人にやさしい安全で快適なまちづくりをめざします。

（５）エイジフレンドリーシティ^{*}の推進

- 高齢者をはじめとするすべての市民が、単に助ける人と助けられる人という関係ではなく、自分ができることを通じてみんなが安心、安全に住み続けられる「地域づくり」や「支え合い」を育み、「お互いさま」があふれるまちにします。

※地域ケア会議 32 頁参照

※エイジフレンドリーシティ

世界的な高齢化と都市化に対応するため、平成 19 年（2007 年）、世界保健機関（WHO）が提唱した考え方であり、ソフト・ハード両面で、高齢者にやさしい都市を推進しようとするもの。

(6) 保育所(園)[※]、幼稚園、学校における人権教育の充実

- 学校園所において、全教育、保育活動を通じて高齢者との交流活動を積極的に行い、高齢者の豊かな経験や生き方にふれ、相互理解や連帯感を深めるなかで共に地域の中で生きることの大切さを学びます。
- 優れた知識、経験などを持つ高齢者を学校園所に「みんなの先生」として招き、ふれあう機会を増やします。
- 高齢者に対する介護における虐待、悪徳商法による被害、働く能力を発揮する機会が少ないなどの人権問題を発達段階に応じて理解を深める学習を進めます。
- 高齢者団体や社会福祉施設などの活動を理解し、共に生きる豊かな社会づくりをめざす意欲や態度を育みます。

5. 子ども

子どもは一人ひとりがかげがえのない存在であり、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての子どもには、生きる、守られる、育つ、そして参加する権利があることが「児童の権利条約」で明記されています。また、個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。

しかし、子どもを取り巻く家庭や社会環境は、インターネットの普及、有害な図書やテレビ番組などによる大量の情報の氾濫、少子化と核家族化など著しい変化、子育ての不安など様々な要因が重なって起こる子どもへの虐待やいじめなどが大きな社会問題となっています。さらに、携帯電話やスマートフォンを媒介としたインターネット上の書き込みによるトラブルや事件に巻き込まれるケースの増加といった子どもの人権を侵害する深刻な問題が発生しています。また、子育てにかかる経済的負担は大きく、格差の広がり、貧困によって教育や進学機会を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼしています。

子どもは基本的人権を有する権利の主体であることを社会全体で認識し、子どもをあらゆる差別や虐待、搾取から守る体制を築く必要があります。また、子どもたちが自らの人権を守ることと他者の人権を尊重する意義について理解を深め、具体的な行動に結びつけていくことも重要です。

市では、虐待やいじめなどの防止、その克服に取り組んできましたが、虐待やいじめは無くなっていません。相談窓口や救済機関についても更なる周知が必要です。その他、子どもに関する様々な取組についても、継続して取り組む必要があります。

平成元年（1989年）「児童の権利条約」が国連で採択され、わが国は平成6年（1994年）に批准しています。平成12年（2000年）に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことから、平成25年（2013年）に「いじめ防止対策推進法」が施行され、それに基づいて同年に「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。平成29年（2017年）に、この方針が改訂され、性的マイノリティの児童、生徒への配慮が盛り込まれました。

また、平成22年（2010年）に「子ども・若者育成支援推進法」、平成26年（2014年）に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されています。

市においては、平成19年（2007年）に子どもの育成や子育て家庭への支援をはじめとする施策の着実な推進を図るため、長期的、総合的指針となる「宝塚市子ども条例」を施行し、平成26年（2014年）に子どもの最善の利益を具体的に実現していくために、子どもの相談、救済機関として「子どもの権利サポート委員会^{*}」を設置しました。

また、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、平成18年（2006年）4月に設置した関係機関などで構成する「宝塚市要保護児童対策地域協議会」で、関係機関などが連携して対応しています。

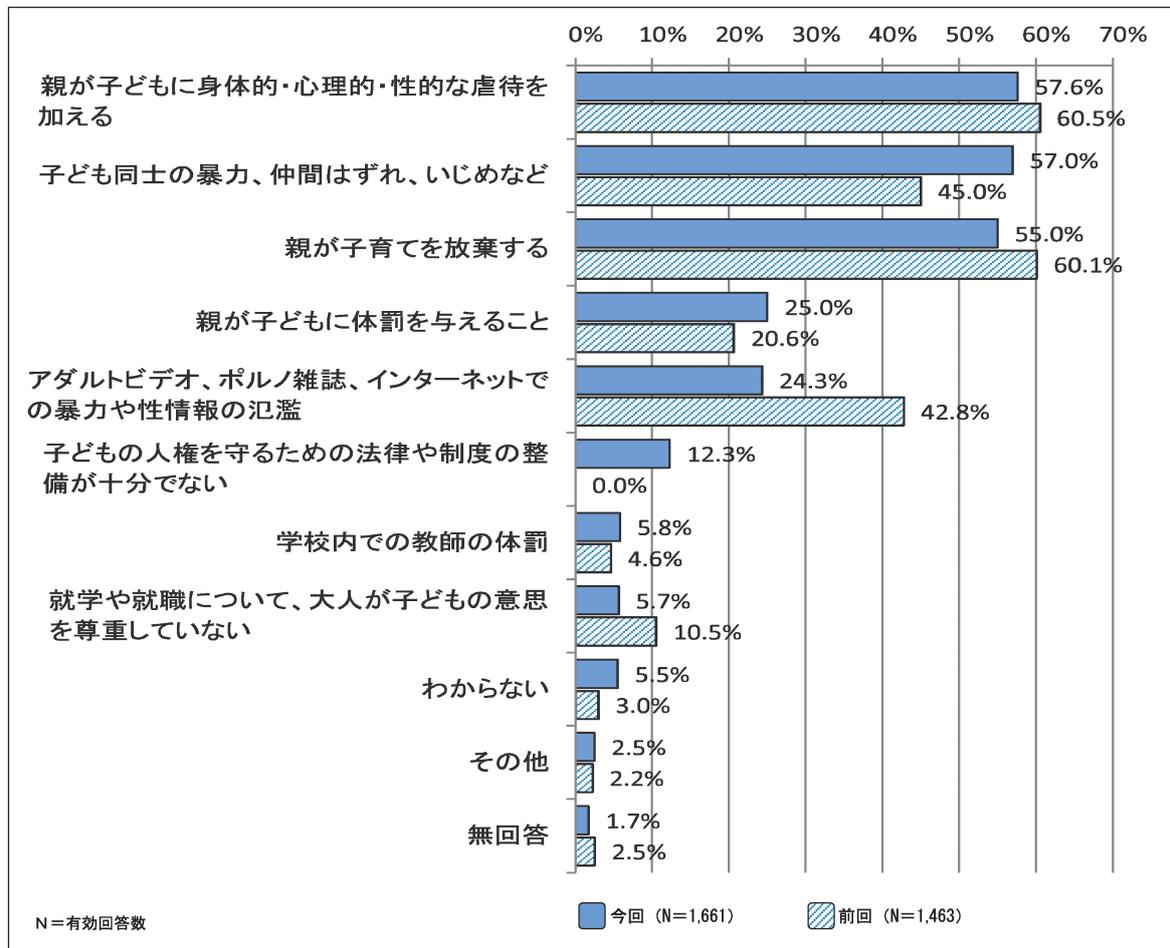
さらに、市教育委員会では、平成26年（2014年）11月に「宝塚市いじめ防止基本方針」を策定、12月に「宝塚市いじめ防止等に関する条例」を施行し、関係行政機関及び関係団体で構成する「宝塚市いじめ対応ネットワーク会議」や公平性、中立性を確保した「宝塚市いじめ防止対策委員会」を設置し、市、学校、保護者及び市民の相互連携及び協力のもと、社会全体でいじめの問題を克服することをめざしています。

市民意識調査で“子どもの人権に関して特に強く問題だと感じること”を尋ねたところ、「親が子どもに身体的・心理的・性的な虐待を加える」「子ども同士の暴力、仲間はずれ、いじめなど」「親が子育て

※子どもの権利サポート委員会 10頁参照

てを放棄する」といったことに対する関心が高まっています。特に「子ども同士の暴力、仲間はずれ、いじめなど」への関心が前回調査時に比べて12.0ポイントも高くなっています（図10）。

【図10 子どもの人権に関して特に強く問題だと感じること】



資料：市民意識調査報告書

（1）児童虐待防止の取組

- 児童虐待防止については、「宝塚市要保護児童対策地域協議会」など関係機関によるネットワークを強化しながら取り組みます。引き続き、発生予防から早期発見、早期対応、再発防止に至るまで、切れ目ない支援に努めます。国が発表している「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」によると、虐待死における0歳の割合が一番高いことから、これまで以上に母子保健部門との連携を図り、妊産婦への支援を強化します。
- 児童虐待の早期発見や地域の見守りには市民の協力が不可欠であり、引き続き、市民への啓発活動を実施します。

(2) いじめ防止の取組

- いじめは、子どもの基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、また生命や身体に危険を生じさせることもあり、絶対に許されません。
平成25年(2013年)に国が制定した「いじめ防止対策推進法」に基づき、市においては平成26年(2014年)に「宝塚市いじめ防止等に関する条例」を制定し、いじめの防止、早期発見、対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「宝塚市いじめ防止基本方針」を策定しました。
- 「宝塚市いじめ防止基本方針」に基づき、毎年「宝塚市いじめ対応ネットワーク会議」を開催し、的確かつ迅速に情報共有を図り、教育委員会の附属機関として、いじめ防止などの対策を実行的に行う「宝塚市いじめ防止対策委員会」と連携して取り組みます。
- 各学校においては、平成26年(2014年)に「学校いじめ防止基本方針」を策定しており、毎年見直しを図ります。いじめに対する正しい理解を深め、日頃より子どもの内面理解に努め信頼関係を築き、互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを進めます。
- 全教育活動において、子どもたちに社会性や規範意識、思いやりや命の大切さなどを育む人権教育、道徳教育を充実させ、心豊かで人権感覚に満ちた子どもを育てます。
- 日常的な観察や定期的に「こころとからだのアンケート」やストレスチェックテストを行い、一人ひとりの子どもの実態把握に努めます。また教職員の研修を充実させ、兵庫県作成の「いじめ対応マニュアル」や「学校いじめ防止基本方針」などを基に、子どもの変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないための研修、いじめに対する対応能力向上の研修、スクールカウンセラーによるカウンセリングマインド研修などを計画的、継続的に実施します。
- スクールソーシャルワーカー^{*}を活用し、学校の校内体制を強化し、保護者支援を行います。また、市ホームページやリーフレットなどの活用を図り、相談窓口を周知し、学校、関係機関、家庭、地域が一体となって、連携し、いじめの根絶を図ります。

(3) 体罰根絶のための方策

- 体罰や威圧的な言動は子どもの人権を侵害する行為であり、いかなる場合においても許されません。
- 学校においては、体罰禁止の明確な認識を図り、行き過ぎた指導や画一的な指導にならないようにします。体罰が不登校、いじめ、自殺につながっていることを共通理解し、体罰に頼らない生徒指導の方針を策定し、学校内外に明示します。教職員、子ども、保護者の相談にきめ細かく対応する組織的な体罰防止体制を構築し、個々の子どもの特性や発達の段階に応じた指導を継続的に工夫、改善します。
- 事例研修や子ども理解研修などの教職員研修を充実させ、子ども一人ひとりを理解、受容し、人間的なふれあいを通して心の絆を深めるとともに、常に体罰に関する認識や指導のあり方を再確認し、自己の姿勢を見直し、教職員の人権意識や人権感覚を高めます。

(4) 非行防止、健全育成活動の充実

- 青少年の問題行動(暴力、インターネット上での誹謗中傷^{ひぼう}、家出、薬物乱用など)が低年齢化、多様化しています。青少年の非行防止と健全育成を図る活動を学校や関係機関、地域と連携のもと総合的にを行い、子どもが心身ともにたくましく健やかに成長するよう、子どもの人権を守る取組を進めます。
- 青少年の健全育成をめざし、非行に繋がる問題行動^{つな}の早期発見、早期指導を図るため、民生委員・児

※スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が学校や日常生活で直面する課題について、学校・地域・家庭に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職の者をいう。

童委員、主任児童委員、市青少年補導委員、学校、PTA・育友会、まちづくり協議会、地域団体と連携し、日々の街頭補導、夜間特別街頭補導などを実施します。

- スクールソーシャルワーカー[※]を学校に派遣、配置し定例ケース会議や必要に応じて個別ケース会議を実施するなど、支援の拡充を図ります。子どもの下校時などに、青色パトロールカーによる見守り活動を行い、登下校の安全確保を行います。主に非行に関する青少年や保護者の悩みに対して、電話相談、来所相談を充実させます。
- 各中学校区に設置されている「青少年育成市民会議[※]」が実施する長期休暇中の子どもたちへの生活指導の状況などについて地域で情報交換を行うスクラム会議の開催、親子のふれあいを深める凧づくり教室、ふれあい凧あげ大会、ハイキング、コンサートなどを通して、子どもたちと地域住民が直接ふれあえるイベントを充実させます。

また、各中学校区青少年育成市民会議の会長で組織する「青少年健全育成市民会議推進本部」において、各中学校区の事業や課題についての情報交換や「青少年健全育成大会」を開催します。

(5) 不登校児童生徒への支援

- 不登校に関しては、学校に行きづらい子どもに寄り添いながら、きめ細かな指導と関係機関との連携に努めるとともに、必要に応じて、別室指導、適応教室指導、訪問相談員制度を活用し、子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を推進します。
- 市教育委員会は不登校問題の解消に向け、これからも教育相談体制の一層の充実と、学校などの関係機関と更なる連携を図りながら、積極的な支援活動に取り組みます。
- 平成29年(2017年)に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の理念に基づき、不登校児童生徒に対する支援と多様で適切な教育機会の確保、夜間中学など[※]における就学機会の提供などに取り組みます。

(6) 特別支援教育の充実

- 発達の遅れや障がいのある子どもが、住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携のもと、相談支援から療育、特別支援保育、特別支援教育、就学指導、生活支援、将来の就労支援へつないでいく支援体制の充実に取り組みます。

また、学校教育においては、きめ細かく適切な教育的支援を行うために、特別支援教育コーディネーター[※]を中心に子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、指導、支援の内容や手立てを適切に計画し、「個別の教育支援計画」や「たからっ子ノート[※]」などを活用することで、就学から卒業後までを見通した一貫した支援体制の充実を図ります。

※スクールソーシャルワーカー 38頁参照

※青少年育成市民会議

青少年育成のために、家庭、学校、地域社会並びに関係機関がそれぞれの役割を認識し、相互に連携協力して、地域ぐるみでの活動を実践するために市内の12中学校ごとに設けられた組織のことをいう。

※夜間中学など

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第14条で規定されている「夜間その他特別な時間において授業を行う学校」のことをいう。

※特別支援教育コーディネーター

特別な教育ニーズのある子どもや保護者に対し適切な支援を行うため、保護者や関係機関に対する学校の窓口となる教員。学校内の関係者や福祉、医療などの関係機関との連絡調整役としての役割を担う。

※たからっ子ノート

進級、進学、就労の際にこれまでの課題や、取組、支援の経過や内容を次につなげる、情報を共有するためのノートで、乳幼児期から成人期までの一貫した支援が受けられることを目的としている。

- 障がいのある子どもにとって、分かりやすく、魅力ある授業づくりをめざすとともに、保・幼・小・中・養護学校などの連携や子ども発達支援センターをはじめとした福祉など関係機関との連携を深め、充実した支援ができるように取り組みます。
- 特別支援教育の推進については、平成28年（2016年）に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の基本理念に基づき、特別な教育的ニーズのある子どもだけでなく、すべての子どもがいきいきと学び成長できるようなインクルーシブ教育システム[※]を基盤に据えた学校園づくりをめざします。

（7）一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育の充実

- 児童生徒一人ひとりの個性や能力の伸長と基礎学力の向上を図るきめ細やかな指導を進めるため、保・幼・小・中・特別支援学校間の連携を図り、一貫した教育に努めます。
また、外部の専門的な知識、技能を有する人や支援ボランティアなどと協力し、一人ひとりが大切にされる教育の充実を図ります。
- 次代の担い手である子どもが個性豊かに、主体的に生きることができ、人権尊重の精神や生命を尊び、自他を思い合う心を持って多様な人々と共生する態度を育みます。
- 子どもの人権についての教育、啓発と擁護は、社会の大きな責任であり義務であることから、市教育委員会は子どもの権利を守り、学校や家庭及び関係機関との連携を深め、家庭や学校などでの情報の収集を行い、互いの情報を共有し合うことで、より一層の教育の充実を図ります。

（8）子どもの社会参加の促進

- 社会の一員、未来の社会の担い手として、子どもたちが市政やまちづくりへ意見の表明を行い、実際に市政やまちづくりにその声を反映できる仕組みづくりを進めます。
- 中学校において、心身ともに大きく成長する時期に「トライやる・ウィーク[※]」を実施することにより、時間的、空間的なゆとりを確保し、生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを高めるとともに、他者と協力、協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し、問題を解決する能力を育成します。

（9）すべての子どもと家庭、地域への支援

- 家庭や行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体が協力して、すべての子どもの健やかな成長の実現に向け、親と子どもが健やかに暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。
- 配慮が必要な子どもや家庭へのセーフティネットとして、ひとり親家庭を対象とした相談支援や就労支援、経済的支援などの取組を進めるとともに、外国人家庭に対する相談事業などを引き続き実施します。
- 生活困窮家庭の子どもに対しては、いわゆる「貧困の連鎖」を断ち切るため、就学に必要な授業料や入学金、学校で必要な経費などの支援、学校での地域と連携した学習支援などの取組を引き続き実施します。また、市内で社会福祉法人などが実施している子ども食堂などについて、相談や問い合わせがあ

※インクルーシブ教育システム

障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのことをいう。障がいのある人が排除されないこと、自己の生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な配慮や指導の場が提供されることなどが必要とされている。

※トライやる・ウィーク

中学2年生が一週間、地域で様々な職場体験活動を行う兵庫県の教育事業をいう。学校、家庭、地域社会の三者が連携して生徒の「生きる力」を育む教育を支援することをねらいとしている。

れば食材などの支援団体を紹介するなど、開設や運営について支援を行います。

- 子育て支援の様々な機能を全市的に展開していくため、「小学校区単位」「市内7ブロック単位」「全市域」による子育て支援の三層構造の充実を図るとともに、子育て支援のネットワークづくりを進め、効果的、効率的な子育て支援づくりを図ります。

(10) 子どもの人権擁護の推進

- 子どもに寄り添い、子どもの立場に立った、公平、中立で独立性と専門性のある第三者機関として設置した子どもの権利サポート委員会[※]において、子どもへの権利侵害に対して迅速に対応し、子どもの最善の利益の保障を図ります。
- 子どもたち一人ひとりにとって、学校が安心して過ごせる居場所となるよう環境を整え、自尊感情や自己肯定感を高められるよう取り組みます。
- 「児童の権利条約」には「差別の禁止」「生命への権利、生存・発達の確保」「意見表明権」及び「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加」など、子どもの人権について多くのことが規定されています。条約の精神に則り、子どもの権利を擁護します。
- 未来に生きる大切な子どもたちを虐待、貧困、体罰、ネットいじめなどの様々な今日的課題から守り育てるとともに、子どもたちをはじめ、すべての人々の人権が尊重される社会が実現されることをめざして、推進体制を確立し、計画的、総合的に人権教育を推進していきます。

6. 外国人

市内の外国人住民数は減少していますが、平成 29 年（2017 年）10 月末現在、3,033 人で、市の人口の約 1.3%を占めています。そのうち、国籍で見ると韓国・朝鮮が最も多く（59.8%）、次に中国（11.6%）、フィリピン（4.2%）、ブラジル（3.7%）の順になっています。

韓国・朝鮮の割合が高いのは、日本の朝鮮に対する植民地支配と同化政策による直接間接の結果として、多くの人々が強制連行や徴用といった形などで日本に住むことを余儀なくされてきたという事実があります。また、市での割合が高い背景には、戦中から六甲砂防工事、福知山線鉄道工事、県道尼宝線工事、武庫川改修工事など幾つもの大規模な土木工事の多くに、韓国・朝鮮人が従事していた歴史的経緯があります。

市では、外国人市民に、自らの歴史、文化、習慣などを背景とした意見及び提言などを求める機関として、平成 12 年（2000 年）に「宝塚市外国人市民懇話会」を設置し、平成 14 年（2002 年）8 月に懇話会からの提言を受け、この提言書の趣旨を踏まえ、公共施設の多言語による表記や日本語教室、母語教室、相互理解のための交流事業の実施など、外国人市民の人権に配慮した行政サービスの充実に努めました。

また、外国人市民の生活相談の窓口として「異文化間生活相談」を国際・文化センターで実施し、医療サポートも開始するなど相談体制を充実してきました。

学校園においては、「ウリコチャンたからづか^{*}」を活用した授業や職員研修を充実させるとともに、第二言語としての日本語や母語の支援を要する子どもや保護者に対して、兵庫県の「子ども多文化共生サポーター」や市の「日本語の不自由な幼児児童生徒サポーター」を派遣し、子どもたちが安心して学校園生活を送ることができるように努めています。

しかし、近年では特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチ^{*}として社会的問題となるなど、いまだに様々な問題があります。

問題解決のためには、自分と異なる文化、生活習慣、宗教、言語などを誰もが寛容に受け止め、互いに相違を認め合うことが必要です。また、国際化が進む日本において、外国籍を有する人たちも共に社会を構成する人たちであるという認識に立ち、外国人に対する理解を深め、偏見や差別解消に向けた取組を推進します。

近年の国際化時代を反映して、日本に在留する外国人は年々増加しています。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているとされています。また、国際人権規約は内外人平等の原則を示しています。

しかしながら、数世代にわたって日本に定住している在日韓国・朝鮮人に対する差別と偏見はいまだ払拭されていません。また、ニューカマー^{*}と呼ばれる外国人が増加する中で、就労における差別や入居、入店拒否、児童、生徒への暴力や嫌がらせのほか、日常生活でも様々な問題が生じています。

また、近年、ヘイトスピーチが社会問題となり、平成 28 年（2016 年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的発言の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ対策法」という。）

※ウリコチャンたからづか

市が作成した市における在日韓国・朝鮮人の歴史などを掲載した啓発冊子のことをいう。平成 11 年（1999 年）にパートⅠ、平成 13 年（2001 年）にパートⅡ、平成 16 年（2004 年）にパートⅢを作成している。

※ヘイトスピーチ 4 頁参照

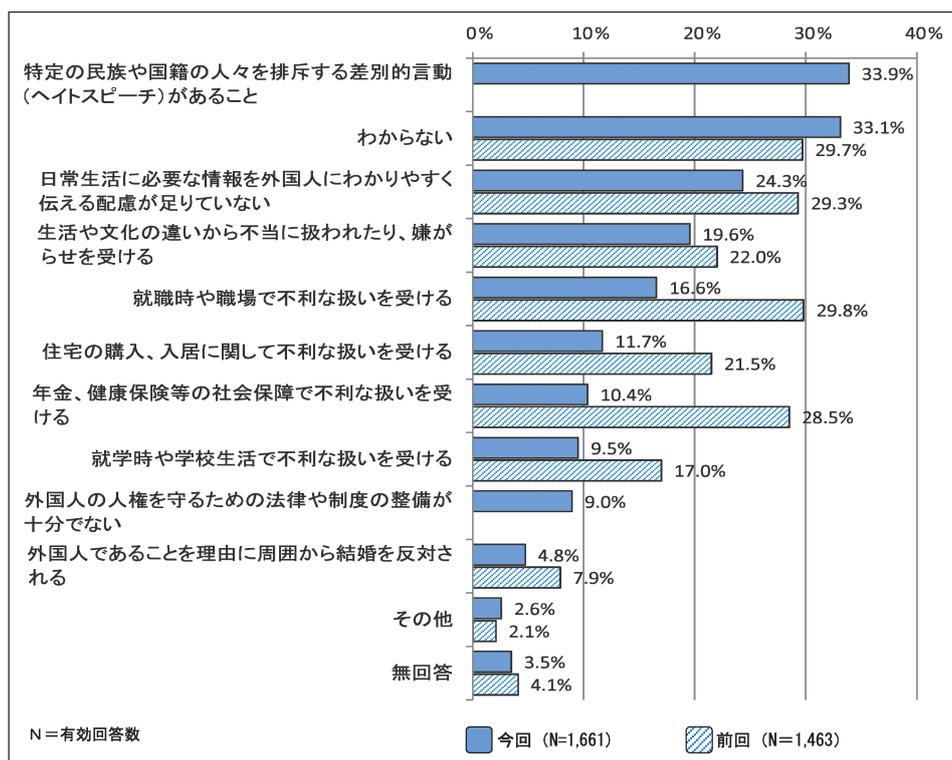
※ニューカマー

「新来者」の意で、日本に居住する外国人を、昭和 20 年（1945 年）敗戦以前より居住している人たちと区別するために、1990 年代後半になってこの言葉が使われ始めた。主として、留学生、就学生、日系労働者たちを指す。在留資格の非「永住者」が多い。

が施行され、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を講じるよう努めることとされています。

市民意識調査で「日本における外国人の人権に関して特に問題だと感じること」を尋ねたところ、「特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ[※]）があること」や「日常生活に必要な情報を外国人にわかりやすく伝える配慮が足りていない」に対する回答が高くなっていますが、「わからない」も高い回答となっています（図11）。

【図11 日本における外国人の人権について、特に問題だと感じること】



資料：市民意識調査報告書

* 今回調査より「特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）があること」が追加されました。

（1）外国人が暮らしやすい差別のない地域社会の実現

○ 日本に滞在、居住する外国人、さらに国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、日本国籍であっても外国文化を背景にもつ人も増加し、様々な人権問題が発生しています。

特に地域住民として何世代も共に生活している「外国人」としての在日韓国・朝鮮人の歴史を振り返り、日本社会の反省から隣人としてのより良い関係をつくる努力と、自由に民族名（本名）を名乗ることができる、また自らの民族的ルーツを心置きなく語れる社会環境をつくっていくことが日本社会の大きな課題です。

外国人に対する予断と偏見を排して差別のない地域社会実現のために、広報たからづか、エフエム宝塚、ケーブルテレビ放送、インターネットなどを活用し、啓発活動を推進します。

（２）出会いと交流の場づくり

- 在日韓国・朝鮮人をはじめとするオールドカマー[※]と呼ばれる市民や、アジア諸国、ブラジルなどからのニューカマー[※]と呼ばれる市民及び日本人市民が相互理解をすすめるため、交流の「場」を地域社会の中に積極的に設定することが必要です。国際・文化センター、人権文化センターなどにおいて、外国人市民の歴史や文化の紹介と併せ、相互理解のための交流事業を促進します。
- 市民が実施する国際交流などの取組について、支援していきます。

（３）多文化共生教育の推進

- 学校園において、外国人の子ども一人ひとりが民族的自覚と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう、国籍や民族などの違いを認め合い豊かに共生する人権尊重を基盤とした多文化共生教育を推進します。
- 外国の子どもが母国の文化や言語にふれる機会が少ないことにより、自己を肯定的に受け止めにくい状況があるため、あらゆる教育活動において、母国の文化や言語にふれる学習機会を増やし自尊感情の形成を促します。特に在日韓国・朝鮮人の子どもの中には、今なお残る偏見や差別のため本名を名乗ることすらできない状況や、将来の進路に展望を持ちにくい状況があり、民族的自覚や誇りの確立が阻害されています。「ウリコチャンだからづか[※]」の活用や、在日韓国・朝鮮人の方をゲストティーチャーに招くなど、アジア諸国との歴史的経緯や社会的背景をはじめ、日本や市で共に生きる市民である事実を、子どもたちが正しく認識するようにします。
- 日本語の支援を要する子どもにおいては、兵庫県の「子ども多文化共生サポーター」や市の「日本語の不自由な幼児児童生徒サポーター」を派遣し、日本語の習得や基礎学力の定着を図り、学校園生活を安心して過ごせるよう、またその保護者も支援します。
- すべての子どもたちが国籍や民族の違いを認め合い、異なる文化や習慣、価値観を受容し尊重する共生の心の育成を図ります。自国の文化を尊重する態度を養うとともに多様な文化を持った人々と生きていく異文化間コミュニケーション能力を育成するなど、豊かに共生していくための資質や技能を育みます。
- 教職員は、外国人の子どもの人権を大切にした教育の充実を図るため、その教育の重要性について共通認識し、一人ひとりの状況把握や内面理解に努め、自己実現を阻む要因や教育課題を明らかにします。そして、教職員の人権感覚、意識の高揚に努めるとともに、教材開発や指導法の研究に取り組み、実践的指導力の向上を図ります。
また、兵庫県の「子ども多文化共生センター」などの関係機関とも連携し、多文化共生社会の実現をめざす教育を一層充実させ、推進します。
- すべての外国人市民と、共に生きる地域社会をめざして、家庭や地域の啓発を図るとともに人権感覚の高揚に努めます。

（４）多様な学習機会の提供

- 偏見や差別解消に向けて外国人に対する理解を深めるため、国際理解、外国人理解が大切であることを生涯学習の中に位置づけ、人権意識の浸透を図ります。

※オールドカマー

「旧来者」の意で、昭和20年（1945年）敗戦以前より居住している人たちと、その子孫である在日韓国・朝鮮人や在日中国人（「華僑」ともいう）など、「在日」といわれる一世から四世に至る人たちを指す。「特別永住者」

※ニューカマー 42頁参照

※ウリコチャンだからづか 42頁参照

- 生涯の各時期に応じ、地域や学校、職場などで人権に関する学習ができるよう、公民館などの社会教育施設を中心に講演会や交流活動など、人権に関する多様な学習機会を提供します。
- 国際・文化センター、人権文化センターなどにおいて、来日して言葉が不自由で困っている外国人に、日本語学習の機会を提供するとともに、市民がお互いの文化や習慣の違いを認め合う心を培う場を提供します。
- 市民が実施する様々な取組について、支援していきます。

(5) 社会参加の促進

- 市に在住する外国人市民が、これからも永く住み続けたいと思えるまちづくりを創造していくため、自らの歴史、文化、習慣などを背景とした意見を求め、外国人市民の人権に配慮した施策の反映に努めます。

(6) 相談体制の充実

- 外国人市民が相談窓口を利用しやすくなるよう、外国人の協力を得て通訳の便宜を図ることや、生活上の悩みごと相談に応じるなど、サポート体制を充実します。
- 名前や就職などで悩んだり、慣れない日本語と日本の生活習慣の中で孤立して生活する外国人市民同士が出会ったり、相談できる場づくりを行います。

(7) ヘイトスピーチ[※]に対する取組

- 平成28年(2016年)6月に「ヘイトスピーチ対策法」が施行されました。
ヘイトスピーチは人々の不安感や嫌悪感をあおり、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現をめざすうえで、こうした言動は決して許されるものではありません。
市民一人ひとりがヘイトスピーチについて課題を共有し、こうした言動に対して、差別は許されないという基本的な姿勢を堅持することができるよう教育、啓発を推進します。
- 匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上での差別書き込みなどが発生しており、モニタリング制度[※]を導入します。
- 学校においては、ヘイトスピーチを街頭やインターネットで見聞きすることにより、判断力が十分備わっていない子どもが誤った理解や行動をすることがないように、すべての教育活動の中で、異なる価値観や違いを認め尊重し、共生する心と態度を育む多文化共生教育の充実を図ります。
- 「ヘイトスピーチ対策法」について広く周知し、その理念を踏まえた人権教育及び人権啓発に取り組みます。

※ヘイトスピーチ 4頁参照
※モニタリング制度 23頁参照

7. インターネットによる人権問題

パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの所持率が上がり、簡単にインターネットを利用できるようになりました。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※などの普及により、知りたい情報がすぐに手に入る、世界中の人々となつながら持てる、誰もが手軽に情報発信ができるなど、生活を豊かで効率的なものにしてくれています。

一方でインターネットには発信者に匿名性があり、情報発信が技術的、心理的に容易にできるといった面があります。例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、行為、個人や集団にとって有害な情報の掲載、プライバシーに関わる情報の無断掲示、リベンジポルノ※などの人権にかかわる問題が発生しています。いったんインターネット上に掲載されると被害は急速に拡大し、これを削除することは極めて困難となります。

さらに、それらの利用者の低年齢化により子どもたちの間でのネットいじめや個人情報の流出、青少年の出会い系サイトなどの有害サイトを通じて事件や犯罪に巻き込まれるなどの問題も多くなっています。

青少年のインターネットの利用に伴う問題については、青少年が情報を主体的、合理的に選択、判断する能力（メディアリテラシー）を身に付けられるよう、学校において、児童、生徒に対し、情報社会における正しい判断や望ましい態度と、犯罪に巻き込まれないための危機回避の方法やセキュリティの知識、技術を習得させるための情報モラル教育を充実させる一方、周囲の大人も青少年のインターネットの利用の現状を把握し、フィルタリング機能を持たせることなどの危機回避、トラブル対処に関する知識を持ち、学校、家庭、地域が連携して取り組む必要があります。

また、社会の情報化が進む過程で発生した新しい形の人権問題であり、情報化時代における個人の責任とモラルについて、今後も考えていかなければならない問題です。

市においては、「個人情報保護条例」及び「情報公開条例」に基づき個人情報の保護に努め、人権擁護委員による学校への人権教室やインターネットトラブルに関する講演会を実施してきました。

今後、情報化がさらに進む中、情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて、理解するための教育や啓発の充実を図る必要があります。さらに利用者の心に潜む偏見や差別意識の払拭とそのような偏見や差別意識を生じさせない啓発と教育も必要です。また、人権侵害にあった場合のプロバイダへの削除要請などの対処方法や相談窓口についても周知が必要です。

平成14年（2002年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、特定の個人の権利が侵害されたことが明白な場合などに限り、発信者情報の開示を請求できるようになりました。さらに、平成21年（2009年）に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律」が施行され、青少年を有害情報から守るために、携帯電話会社などにフィルタリング（閲覧制限）サービスなどの提供が義務づけられるようになりましたが、依然として人権侵害は後を絶たない状況です。

市民意識調査で「インターネットを悪用した人権侵害で、特に問題だと感じることを尋ねたところ、「他人への誹謗中傷や差別的な表現などの掲載」が67.4%と最も高く、次いで「インターネット取引を悪用した悪徳商法などの存在」が49.1%、「犯罪を誘発する場となっている『出会い系サイト』な

※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス） 10頁参照

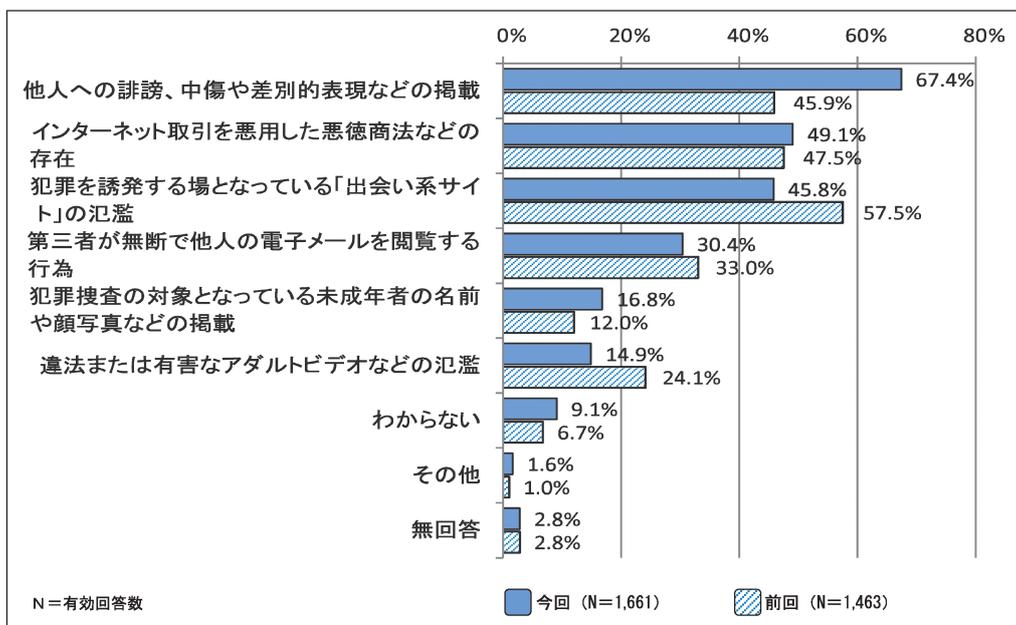
※リベンジポルノ

「リベンジ」は復讐の意。過去に撮影した性的な写真や映像を、相手への嫌がらせ行為としてインターネットなどで不特定多数に配布、公開すること。

どの氾濫」が45.8%となっています(図12)。

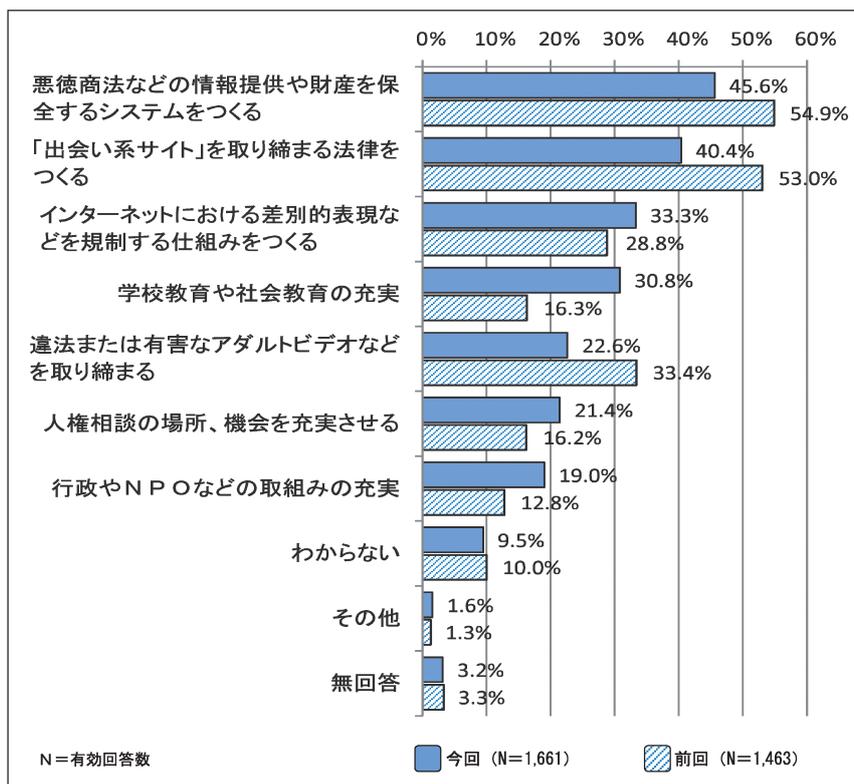
“インターネットを悪用した人権侵害から人権を守るために必要なこと”について、「悪徳商法などの情報提供や財産を保全するシステムづくりをすすめる」が最も高く、次いで「『出会い系サイト』などを取り締まる法律をつくる」となっています(図13)。

【図12 インターネットを悪用した人権侵害で、特に問題だと感じること】



資料：市民意識調査報告書

【図13 インターネットを悪用した人権侵害から人権を守るために必要なこと】



資料：市民意識調査報告書

(1) 情報モラル、情報活用能力の育成

- 学校、家庭、地域が連携し、情報教育を進める中で、情報化が社会に及ぼす影響を考え、情報を適切に活用するための知識や技能、態度を身につけるなど、情報モラルの育成を図ります。
- 課題や目的に応じて情報及び情報手段を操作、活用する能力を育成し、市民一人ひとりが主体的に情報を収集し、取捨選択、処理し、発信、伝達できる能力を養うための教育、啓発に努めます。

(2) 学校での取組

- インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの依存症による生活の乱れやネットいじめなど犯罪やトラブルに巻き込まれるような問題が発生しないよう、適切な使用方法の周知とともに、発達段階に応じたメディアリテラシー教育[※]や情報モラル教育の充実を図ります。
- 携帯電話、スマートフォンの所持率は、平成29年度(2017年度)全国学力・学習状況調査の結果から、市の小学6年生で65.4%、中学3年生で84.6%という結果になっています。この現状を踏まえ、児童、生徒一人ひとりが携帯電話、スマートフォンの使用マナーについて問題意識を持つとともに、中学校においては、生徒自らが中心となり適切な使い方を話し合うなど、主体的に考え、実行できる取組を進めます。

(3) トラブル対処の方法や相談窓口の周知

- 人権侵害にあった場合のプロバイダへの削除要請などの対処方法や相談窓口を周知します。

(4) モニタリング制度[※]の推進

- 匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上での差別書き込みなどが発生しており、モニタリング制度を導入します。

※メディアリテラシー教育

情報を使いこなす能力を育てる教育のことをいう。大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり、加工するなど、意思決定や結果を表現するための基礎的な知識や技能を身につけるようにする。

※モニタリング制度 23頁参照

8. 性的マイノリティ

性については多様なあり方があります。

自分の性別に違和感がなく性的指向（性愛の対象）が異性に向かう人、性的指向が同性に向かう同性愛（Lesbian レズビアン：女性同性愛者、Gay ゲイ：男性同性愛者）や男女両方に向かう両性愛（Bisexual バイセクシュアル：両性愛者）の人、生物的な性「からだの性」と性に関する自己認識「こころの性」が一致せず、「からだの性」と異なる性別で生きる人、生きたいと望む人（Transgender トランスジェンダー）やその不一致に悩む「性別違和」の人があり、それぞれの頭文字をとってLGBTと言います。LGBT以外にも心の性や好きになる性がはっきりしない人、決めたくなかったり、わからなかったりで悩んでいる場合（クエスチョニングと呼びます。）や自分を男性、女性のいずれかとは認識していない人（Xジェンダー）もいます。最近では、それら様々な性のあり方について、性的指向と性自認を表すSOGI（Sexual Orientation and Gender Identity）の略であり、読み方は「ソジ」という言葉で用いられることもあり、性別表現においてもそれは多様です。

民間の調査によると日本では、同性愛、両性愛、からだの性とこころの性が一致しない人は、合わせて5～8%という結果もあり、多様な性を生きる人は元来、身近な存在であると言えます。

また、諸外国の例を見ると、大多数の女性、男性の体とは生まれつき一部異なる体の状態（性分化疾患）の人々を性的マイノリティに含めるところもありますが、性分化疾患当事者の大多数は、自身を性的マイノリティの一員とはみなしておらず、むしろ切実に「体の一部が異なるだけの女性、男性」と感じているにも関わらず、「男でも女でもない、中間の体」という根強い社会的偏見があります。性分化疾患を持つ人々にも、性的指向、性自認に関わる性的マイノリティの人はいますが、自殺対策、人権問題としても、極めて慎重な配慮が必要です。

海外では、同性婚を認める国や地域も多くありますが、日本では、男女の性区分と異性愛を前提とする社会の中で、性的マイノリティの方々には、差別や偏見の対象になることを恐れ、ありのままの自分を表現することができなったり、多数者の性のあり方のみを前提とした価値観を押し付けられて苦しんできました。性の区分を前提とする社会生活上の不利益もあります。

市では、性的マイノリティの支援方策に関する基本方針を策定するため、「性的マイノリティ支援方策検討部会」を設置し、平成27年（2015年）11月に「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚（性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組）」を策定し、性の多様性を理解し、誰もが「ありのまま」安心して自分らしく過ごせる、誰もが生きやすい社会をめざして、具体的な取組をまとめ、啓発リーフレット、ポスター、レインボーシール[※]の作成や職員研修、講演会、電話相談窓口の設置、保・幼・小・中・養護学校に絵本や図書の配架などを実施してきました。市立病院では、同性パートナーが、入院時の連帯保証人になることができ、保証人になれば手術などの承諾書にサインすることができます。また、患者の同意のもとに、病状の説明を受けることができます。

また、平成28年（2016年）6月に、同性パートナーを尊重する仕組みづくりとして、「宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定しました。

引き続き、社会の中の根強い偏見や差別の解消が必要です。

※レインボーシール

レインボーシールは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの尊厳とLGBTの社会運動を象徴するものであり、LGBTのシンボルとして使われてきました。現在は、赤、橙、黄、緑、藍、紫の6色となり性の多様性を表している。LGBTなどの当事者ではないが、LGBTへの理解を示し支援する人のことをアライ（Ally）と言い、宝塚市は、レインボーシールとして作成しアライの職員が身につけている。

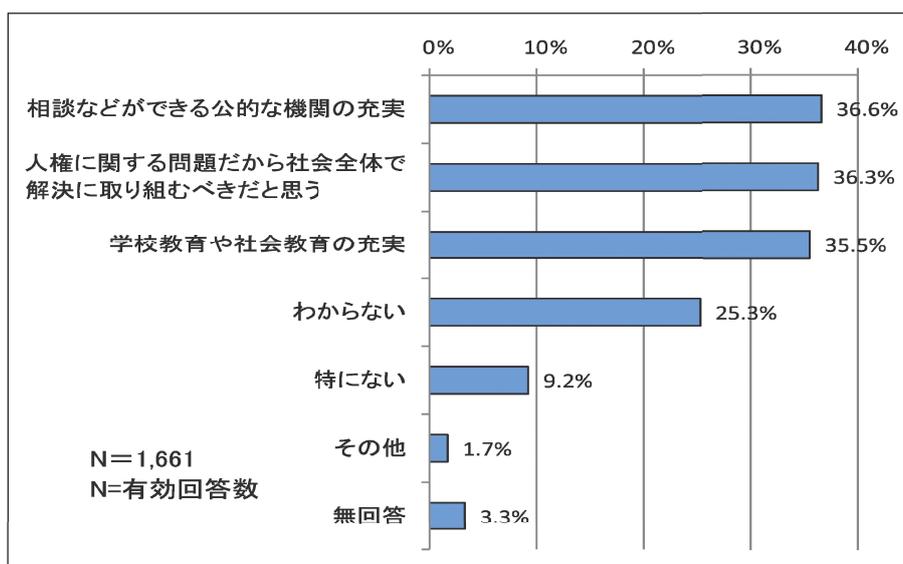
日本においては、性同一性障害者は社会生活上様々な問題を抱えている状況にあります。その社会的に不利益を解消するため、平成 16 年（2004 年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合について、家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別記載を変更することが認められましたが、性別変更の対象が限定的であるなどの問題も指摘されており、性別の移行過程にある人や性別適合手術を望まない人に対する問題もあります。

さらに、平成 22 年（2010 年）に文部科学省が「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」を通知したほか、平成 24 年（2012 年）に厚生労働省が「国民健康保険被保険者証の性別表記について」を発して性同一性障害に配慮した対応を求めています。平成 24 年（2012 年）に「自殺総合対策大綱の 5 年目の見直し」において、自殺リスクの高いグループとして性的マイノリティが追記されました。平成 27 年（2015 年）に文部科学省が「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」、平成 28 年（2016 年）に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」が発出されました。

同性パートナーについても、平成 27 年（2015 年）以降東京都渋谷区、同世田谷区の実施を皮切りに、近年暮らしやすい環境を整えようと配偶者に準じる者として処遇しようとする民間企業や、法的効果はないもののパートナーとしての証明書を発行しようとする地方公共団体が現れてきました。

市民意識調査において、“性的マイノリティの人権を守るために特に強く必要だと感じること”を尋ねたところ、「相談などができる公的な機関の充実」が最も多く、次いで「人権に関する問題だから社会全体で解決に取り組むべきだと思う」「学校教育や社会教育の充実」となっています（図 1 4）。

【図 1 4 性的マイノリティの人権を守るために、特に強く必要だと感じること】



資料：市民意識調査報告書

(1) 市民の理解促進と自分らしい生活の実現

- 市民一人ひとり、事業者、医療・福祉関係者、市職員など、対象を絞り込み、きめ細かな網羅的な啓発に取り組みます。特に、市職員については全職員が研修を受講するよう努め、継続した研修を実施します。
- 性的マイノリティについての理解の意思表示として、レインボーシール[※]などを市職員が身につけ、庁舎などに掲示します。
- 子どもから大人まで誰でも相談できる窓口について周知します。また、子ども向けの相談窓口案内カードを作成し、児童、生徒に配布します。
- 市内医療機関や民間不動産業者に対して性的マイノリティの取組が進むよう働きかけます。
- 当事者や専門家などからの声や意見を聞きながら、取組を進めます。
- 当事者や市民による支援グループと連携しながら理解を深める取組を進めます。

(2) 保育所(園)[※]、幼稚園、学校における取組

- 性的マイノリティの子どもは、30人クラスであればクラスに1人か2人はいると推定され、周囲の無理解や偏見でいじめや不登校にもつながることが指摘されています。性的マイノリティの子どもを支援するため、校内支援体制を確立し、教職員が一番のよき理解者、相談者となるようにします。全教職員に配付した教職員リーフレット「ありのままに自分らしくいきられるまち宝塚」や法務省作成の人権啓発DVD「あなたがあなたらしく生きるために」を活用すること、専門家や性的マイノリティの当事者、家族を招き、思いや体験を聴いたりするなど、性的マイノリティについて正しい理解を図る研修を積み重ねます。
- 保健室や図書室に性的マイノリティに関連する絵本、図書を置き、啓発ポスターの掲示や相談窓口案内カードを配付するなど、性的マイノリティの子どもが不安や悩みを相談しやすい環境整備を進めます。
- 誰でも使える多目的トイレの整備や制服についても選べることを積極的に周知するなど、個々の子どもの状況に応じて支援します。
- 市教育委員会より配付されたモデル保育・授業案や資料を活用するなど、子どもの発達段階に応じて系統的な教育実践を進めます。
- 医療、福祉などの関係機関との連携を図り、相談体制を確立します。

(3) パートナーシップ制度の推進

- 宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を活用し、生きづらさの解消につなげていきます。さらに、市民などの理解が深まるようパートナーシップ制度の周知を図ります。

※レインボーシール 49頁参照

※保育所(園) 15頁参照

9. 様々な人権問題

(1) 犯罪被害者など

犯罪の被害者やその家族は直接的な被害だけでなく、その結果として生じる精神的、経済的被害など多くの二次的被害を受けており、中でも精神的被害は極めて深刻であり、精神的な援助を必要としながら適切な支援を受けることができず、疎外感、孤独感を抱いている被害者など数多くみられます。

このような問題を背景として、平成 17 年（2005 年）に「犯罪被害者等基本法」が施行され、同時期に市では「犯罪被害者支援条例」を施行し、支援金の支給と啓発活動を行っています。引き続き、条例の趣旨に沿って活動を推進します。

(2) 感染症患者など

【H I V^{*}陽性者など】

H I V の感染力は弱く感染経路が限られているので、正しい知識を持って予防ができれば日常生活では感染することはなく、いたずらに感染を恐れる必要がないにもかかわらず、病気そのものや患者、感染者を特別視する差別意識が存在しています。

医療の進歩に伴い陽性者にとっては長期療養が可能になり、治療を受けながら社会生活を営むことが可能となりました。そのため、地域や職場における H I V 陽性者への理解と支援がより一層必要となっています。

また、H I V に関してメディアが取り上げる機会が減少したことなどにより、年齢層により意識や知識の違いが見受けられるため、感染予防や検査の必要性を含め、より多くの市民に H I V 感染やエイズに関する正しい知識や予防行動を促進する情報を発信すること、早期発見、早期治療のための啓発活動を継続し、H I V 陽性者を支え共生していける社会づくりに取り組みます。

【ハンセン病患者、元患者など】

ハンセン病は、らい菌による感染症で、その菌は感染力が弱く、現在では治療方法も確立され完全に治る病気であり、遺伝する病気ではありませんが、ハンセン病患者に対しては古くから法律によって施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。ハンセン病患者に対する強制隔離政策は平成 8 年（1996 年）に終結しましたが、平成 10 年（1998 年）、強制隔離への補償を求めて熊本地裁に提訴され、原告の訴えを認める判決があり、平成 13 年（2001 年）に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。

平成 21 年（2009 年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されましたが、これまでの長期の隔離などにより家族、親族などとの関係が絶たれ、また入所者自身の高齢化により、療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。病気に対する無理解や患者に対する偏見や差別意識も残っています。さらに、偏見や差別意識により、患者家族も近所づきあいから疎外され、結婚や就職を拒まれたり、住み慣れた土地からの引っ越しを余儀なくされたりするなど厳しい差別を受けてきました。

ハンセン病に対する正しい知識の普及とともに、患者、元患者、患者家族などへの理解を深めるための、啓発活動を推進します。

【難病患者など】

難病とは、発病原因が不明で治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくなく、経済的、精神的に負担の多い疾患をいいます。患者やその家族の中には、周りの人の病気に対する無理解や偏見からくる差別のため、身体的な苦痛の上に、精神的にも苦しみを感している人が多くいます。

また、平成28年（2016年）に「がん対策基本法」が改正され、がん患者が尊厳を保ちながら安心して生活していくことができる社会の構築を理念としていますが、がん患者が抱える苦痛には、周囲の無理解や偏見による生きづらさも含まれます。

地域や職場、学校で共に生きる私たちが、病気を理解し、協力することが大切です。

差別や偏見を受けることなく、より人権が尊重された生活を送れるよう、病気などに関する正しい知識、理解を深めるための啓発活動を推進し支援します。

（3）ホームレス

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を起居の場所とし、日常生活を営んでいる人を言います。

ホームレスの問題としては、自立の意思がありながらもホームレスとなることを余儀なくされた人が多数存在することや健康面での問題、地域社会とのあつれきなどの問題を抱えています。このような問題の解決のため、「ホームレス自立支援法」が平成14年（2002年）8月に施行しました。

ホームレスに対しては、人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得ながら施策を推進していくことが必要となります。

広域的な対応が重要となるため、国、県の施策と連携を図りながら、市の実情に応じた施策を実施します。

（4）刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、人々の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居の確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

市では、保護司[※]が市内全中学校で啓発活動を実施したり、犯罪や非行をした人を雇用し立ち直りを助ける協力雇用主も登録されています。

今後も引き続き、偏見や差別を解消するための啓発活動を推進し支援します。

（5）アイヌの人々

アイヌの人々は、アイヌ語などをはじめとする独自の文化や伝統を有しています。アイヌの人々が居住する地域において、他の人々と格差が認められるほか、結婚や就職などにおける偏見や差別の問題があります。

アイヌの人々が置かれている現状の認識と民族としての歴史、文化、伝統への理解を深め、偏見や差別意識を解消し、アイヌの人々の人権を尊重する社会の実現をめざす啓発活動を進めます。

※保護司

保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員をいう。犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、また、犯罪予防に向け啓発活動に取り組んでいる。

（６）拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題

平成 18 年（2006 年）6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、国、県などとも連携し啓発活動を進めます。

（７）環境問題と人権

21 世紀は、「人権の世紀」と言われるばかりではなく、「環境の世紀」とも言われています。人権は誰もが幸せに人間らしく暮らしていくための大切な権利です。人類が共存できる環境を保全することは、この権利と密接にかかわっており、環境問題は、私たちの基本的人権を侵害する問題なのです。

環境についての現状や課題についての正しい理解と認識を深めるための啓発活動を進め様々な取組を実施します。

（８）東日本大震災に起因する人権問題

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このような中、避難生活の長期化や放射線被ばくについての風評被害による人権侵害の防止のために寄り添っていきます。

（９）自殺に関する人権問題

自殺は、失業、倒産、多重債務、長時間労働などの社会的要因を含む様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係していることから、自殺を予防するためには、社会的要因に対する働きかけとともに、心の健康問題について、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から総合的に取り組む必要があります。

特に、うつ病などの精神疾患患者、がん患者や慢性疾患患者、多重債務者や失業者、児童虐待や性犯罪、性暴力の被害者、性的マイノリティ、いじめ被害者、災害被害者など、自殺の危険性の高いとされる人に対しては、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

また、その遺族は自責の念や差別、偏見に苦しむなど極めて厳しい状況に置かれることとなります。

このため、関係団体などとの連携に努め、自殺予防の普及啓発、相談窓口の充実、地域における自殺対策の指導的な役割を担う人材の育成など自殺防止対策のほか、遺族の心のケアや差別、偏見の解消などの支援に取り組めます。

（10）その他

上記以外の人権問題、今後さらに生じる人権問題についても、その解決のための教育、啓発活動に取り組めます。

第5章 効果的な推進体制

人権教育、啓発の推進にあたっては、これまでの市の取組や今日的な人権をめぐる状況などを踏まえ、様々な人権課題の解決に向けて、効果的に取り組んでいくため、体制の充実を図ります。

1. 全庁的な推進体制

教育、啓発の実施にあたっては、都市経営会議[※]のもとに全庁的な体制で取り組み、各人権問題ごとの施策を実施し、一体的に推進していくとともに、各領域間の相互調整を図り、総合的な視点に立った教育、啓発活動を実施します。また、市の実施するすべての施策に人権尊重の理念を取り入れた展開を図ります。

また引き続き市職員の研修を実施し、職員一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重の視点に立って自らの職務に取り組み、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させます。

2. 行動計画の策定と評価

本方針に基づき、毎年度、行動計画を策定し、進捗状況の把握に努めます。

また、市関係課長などで構成する人権教育及び人権啓発推進検討会で計画のフォローアップを行い、市人権審議会の意見を聴き、以降の計画に反映させるなど、一体的、総合的な推進を図ります。

3. 関係機関などとの連携、協力

人権教育、啓発を円滑に実施するため、市関係機関、県関係機関をはじめ、学校教育機関や社会教育施設、社会福祉施設、人権擁護機関、公益法人などとの連携を図ります。特に、企業などの事業所への啓発を進めるため、商工会議所や市人権・同和教育協議会[※]企業部などと連携を図ります。

また、近隣市町との連携、協力体制を築きます。

4. 関係団体などとのネットワークの構築

市人権・同和教育協議会、伊丹人権擁護委員協議会宝塚部会、県人権啓発協会などの人権関係団体などとのネットワークを構築し、情報の共有化、啓発事業の共同開催など、啓発、研修、相談などの効果的な推進を図ります。

また、人権尊重の理念のより広範な普及をめざし、自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、青少年補導委員、PTA・育友会、人権文化活動推進協議会、ボランティア活動団体などとの連携を図ります。

5. 参画、協働の推進

協働のまちづくりの視点に立って、様々な機会を通じて人権問題や人権に関する施策について市民からの意見聴取とその意見の反映を図るとともに、市民がそれぞれ自発性や個別性に基づいて実施する人権尊重のための自発的活動を支援し協力します。

また、市民意識調査の結果を踏まえ、広く関係団体と連携しながら、人権上大きな社会問題となっている事例をタイミングよく取り上げるなど、市民が主体的、能動的に参加できる手法を取り入れます。

※都市経営会議

市政の基本方針及び重要施策に関する事項を審議し、決定するとともに、市政の総合的かつ効率定な推進及び適正な運営を図るための市長の事務執行に関する最高協議機関のことをいう。

※市人権・同和教育協議会 10頁参照

6. 相談窓口の充実

市においては様々な相談窓口を設置していますが、当事者がひとりで悩まず気軽に相談できるよう、更なる相談窓口の周知に努めます。

相談窓口においては、二次的被害のないよう十分に配慮するとともに、相談担当者の資質向上や相談内容に関する秘密保持を一層厳格にするなど、利用しやすい相談体制づくりに努めます。また、関係機関、相談窓口との密接な連携協力を図り、問題の解決に努めます。

7. 広報、啓発活動の推進

人権教育、啓発の推進にあたっては、市民意識調査の結果を踏まえ、人権教育、啓発事業の認知度を高めるため、広く関係団体と連携しながら参加、利用が増えていくような工夫を凝らした啓発活動を行っていきます。また、引き続き広報たからづか、エフエム宝塚、ケーブルテレビ放送、インターネットなど、より効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるため、積極的な活用を図ります。

8. 人権文化センター事業の推進

人権問題の解決に向けた広範な取組を行い、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる「福祉コミュニティセンター」として、事業の推進に努めます。

そのため、人権文化活動団体や地域福祉活動団体に対する支援を行い、人権学習グループなどへの情報提供に努め、人権教育、啓発の拠点としてより積極的に事業を実施します。

また、人権に関する相談窓口となり、関係行政機関や団体などと連携を図り、問題の早期解決に取り組みます。

9. 基本方針の見直し

本方針は、人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、策定から5年後に見直し、5年以内であっても、市人権審議会において見直しが必要であると判断した場合には見直します。

資料編

資料1 人権問題に関する市民意識調査結果（抜粋）

○ 今回の市民意識調査は、平成28年（2016年）10月から11月にかけて、本市在住の16歳以上の市民3,000人を対象に、郵送方式による配付、回収形式にて実施しました。

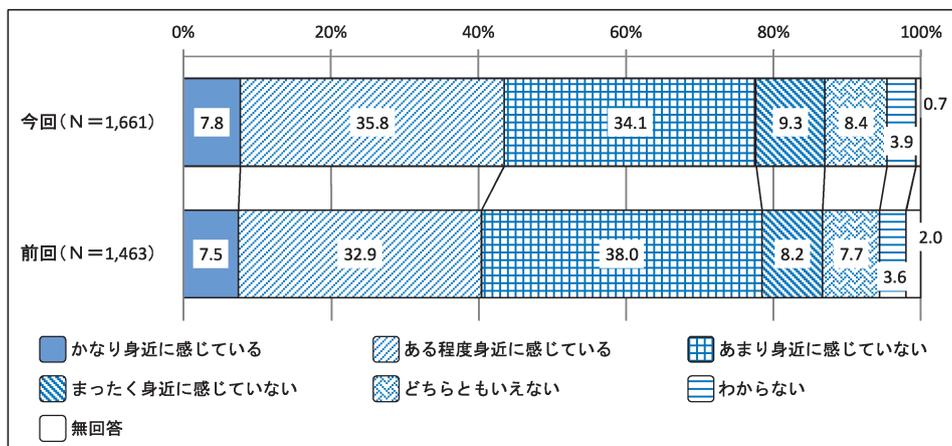
有効回収数は1,661件、有効回収率は55.4%です。

○ 前回の市民意識調査は、平成17年（2005年）11月、本市在住の16歳以上の市民3,000人を対象に、郵送方式による配付・回収形式にて実施しました。

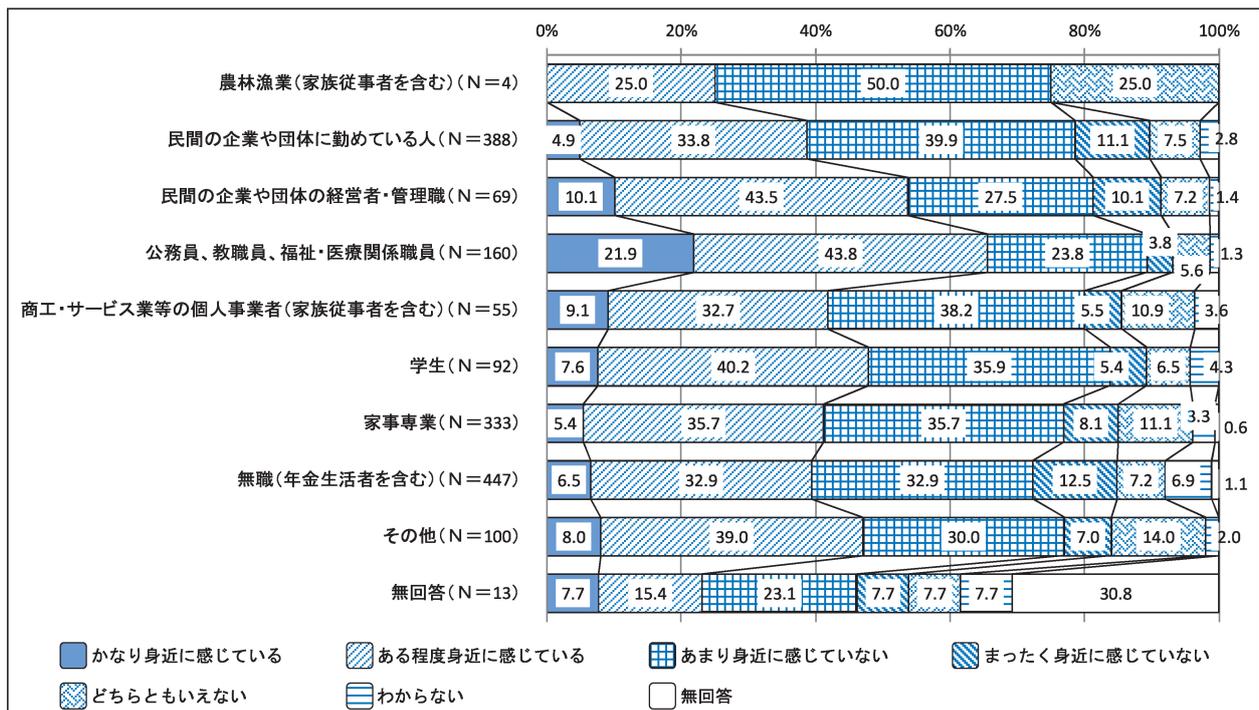
有効回収数は1,463件、有効回収率は48.8%です。

○ N=有効回答数

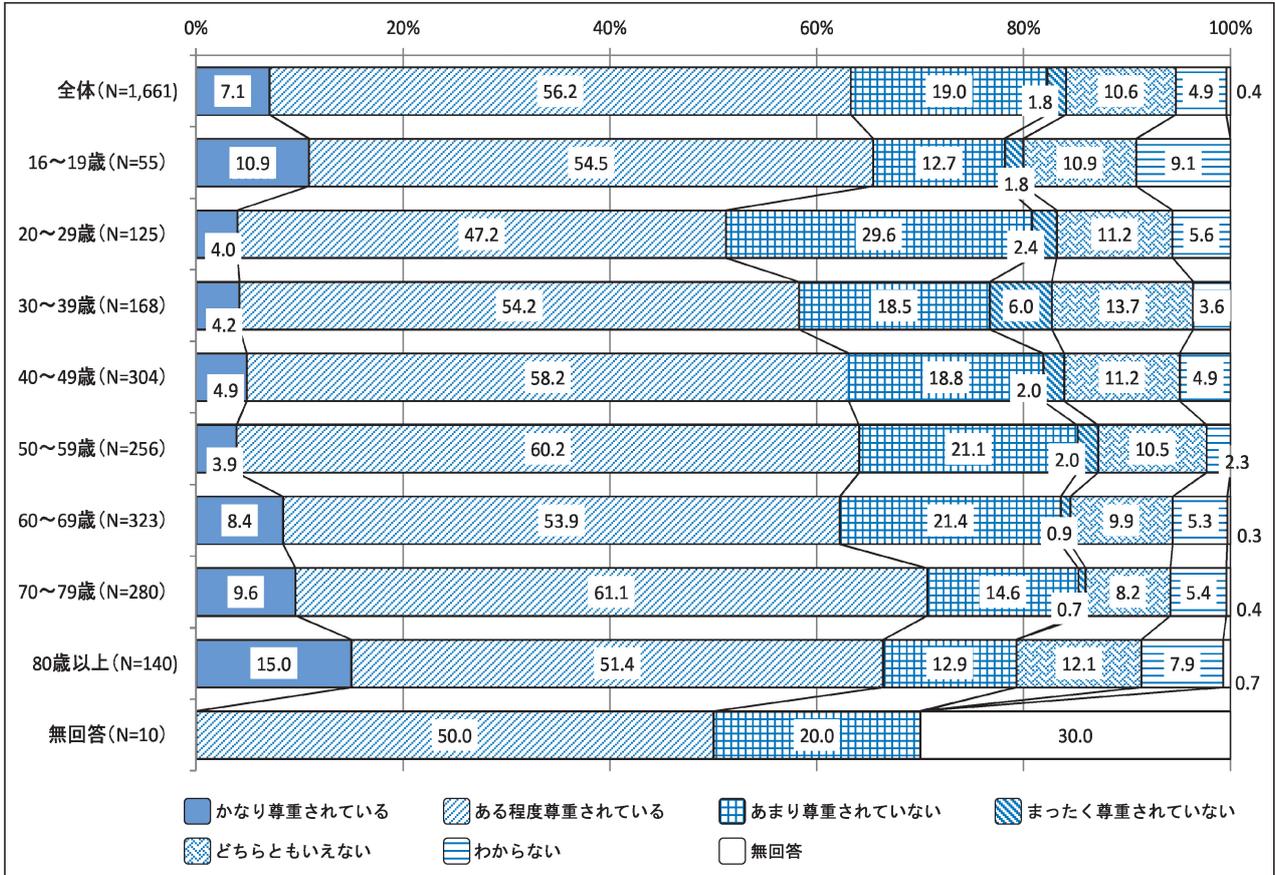
【図1 人権問題を身近に感じているか】



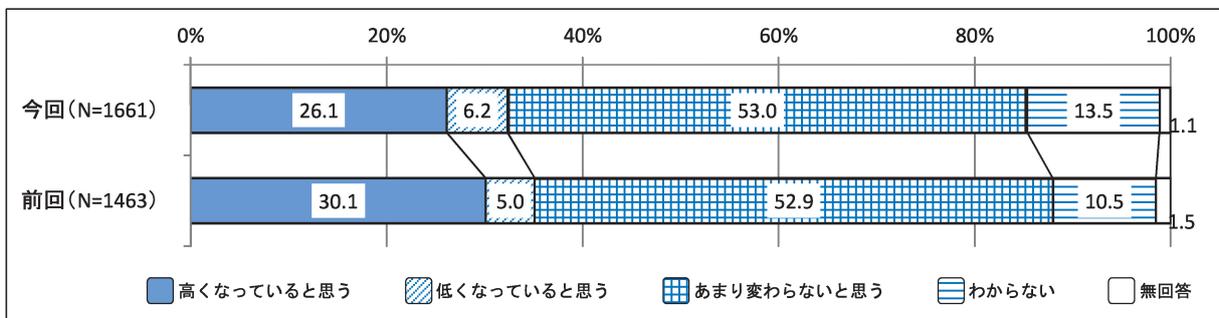
【図2 人権問題を身近に感じているか（職業別）】



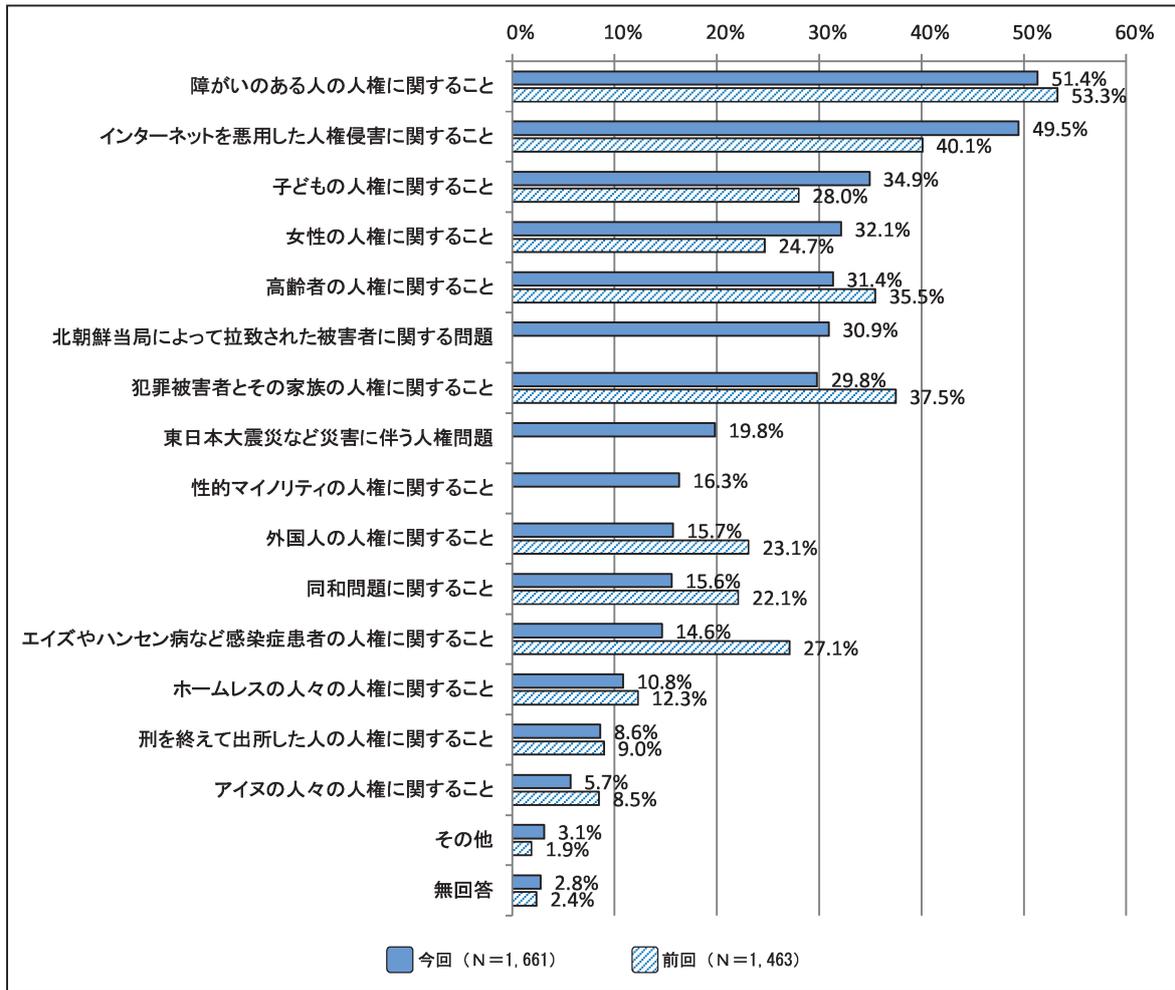
【図3 人権が尊重されていると思うか(年齢別)】



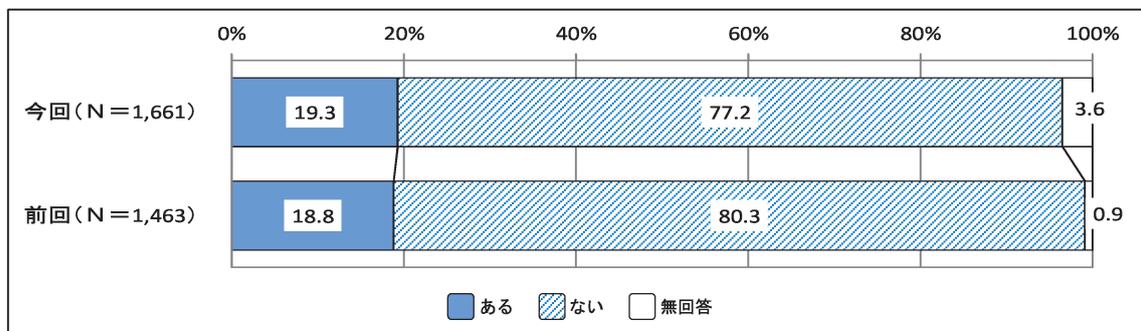
【図4 人権意識は5~6年前と比べて高くなっていると思うか】



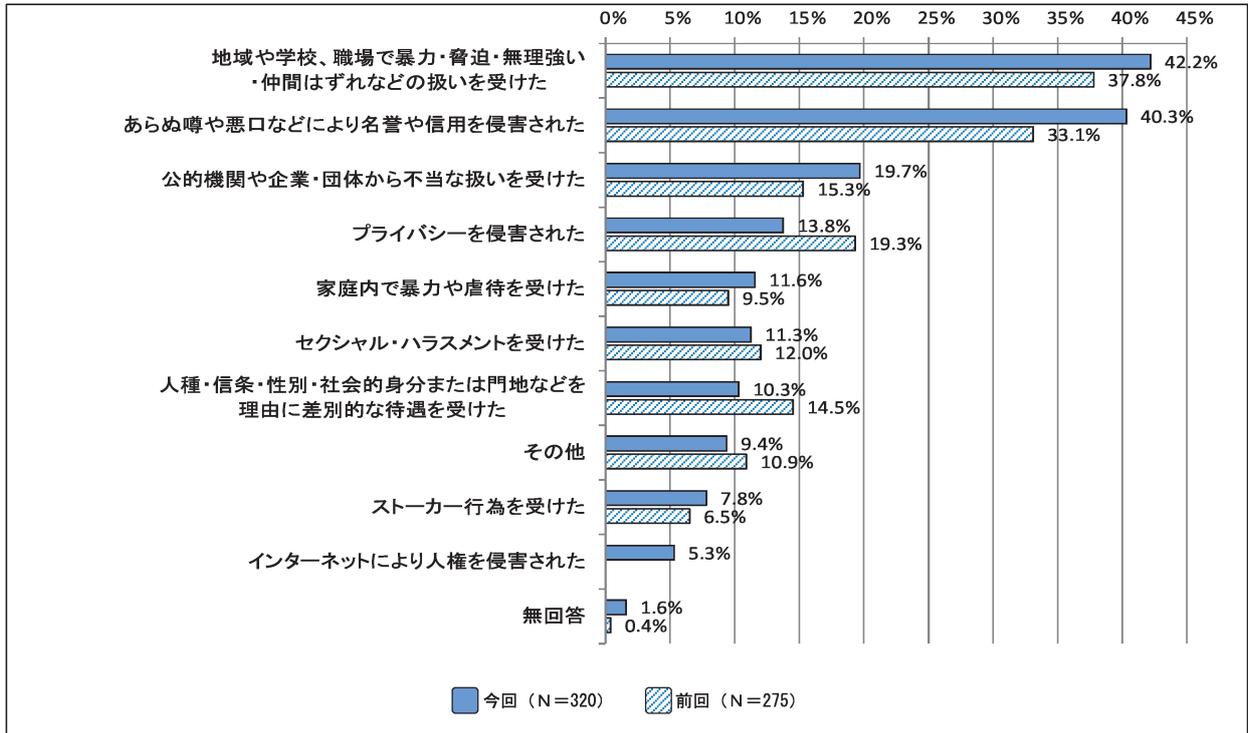
【図5 早急に解決すべき人権課題】



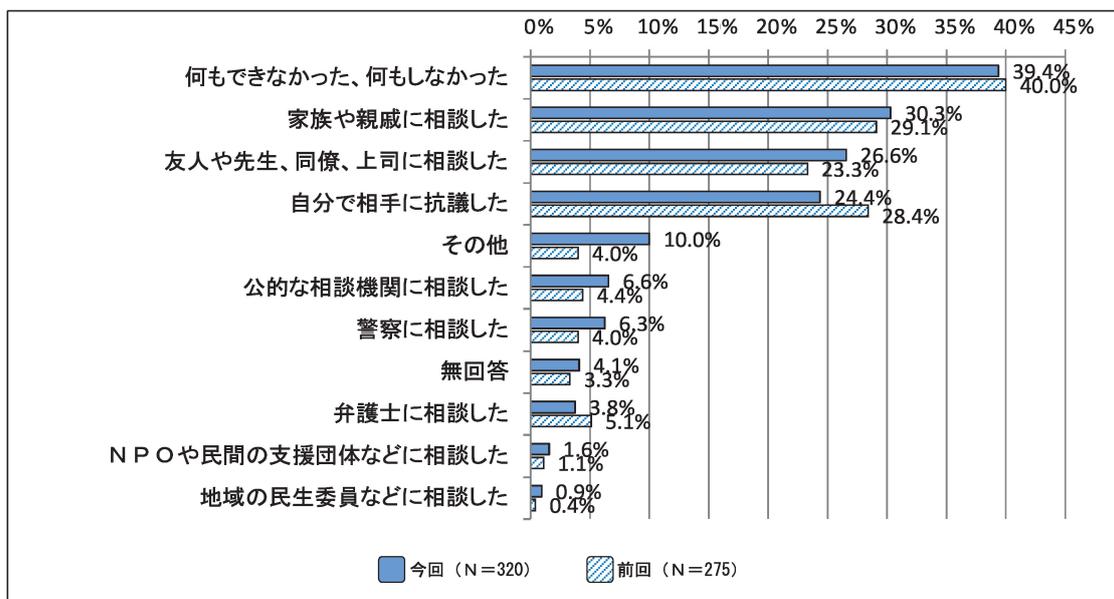
【図6 人権侵害の経験の有無】



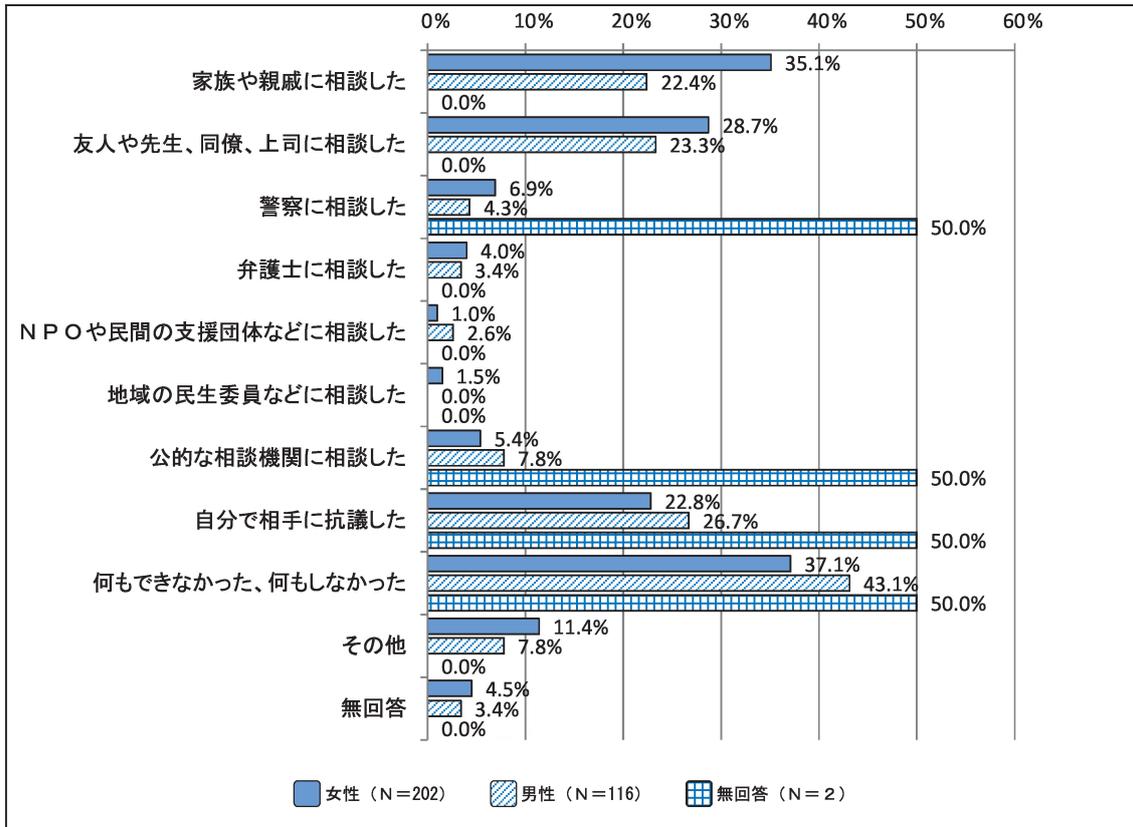
【図7 どのような人権侵害を受けたか】



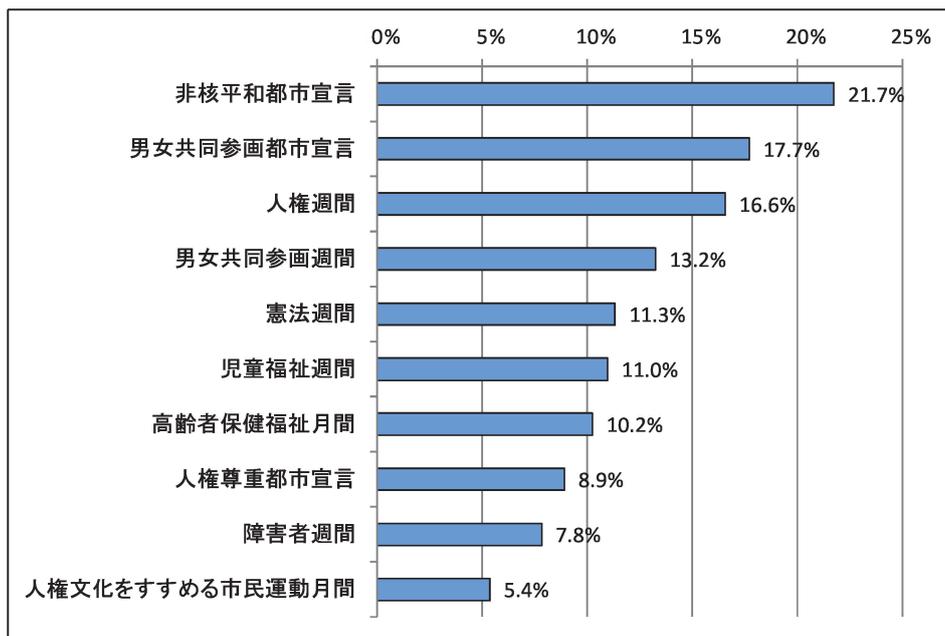
【図8 人権侵害を受けた時の対応】



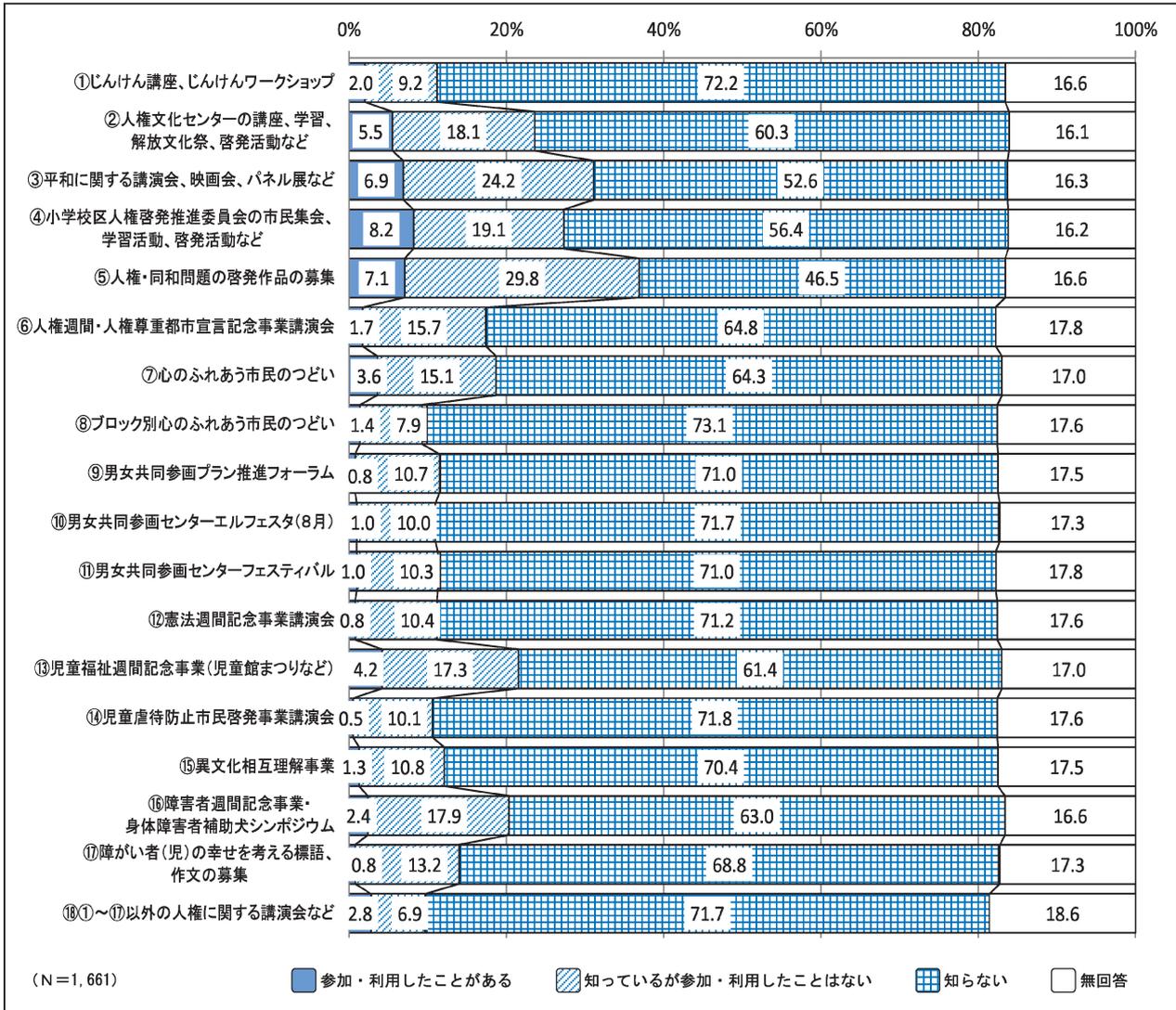
【図9 人権侵害を受けたときの対応（性別）】



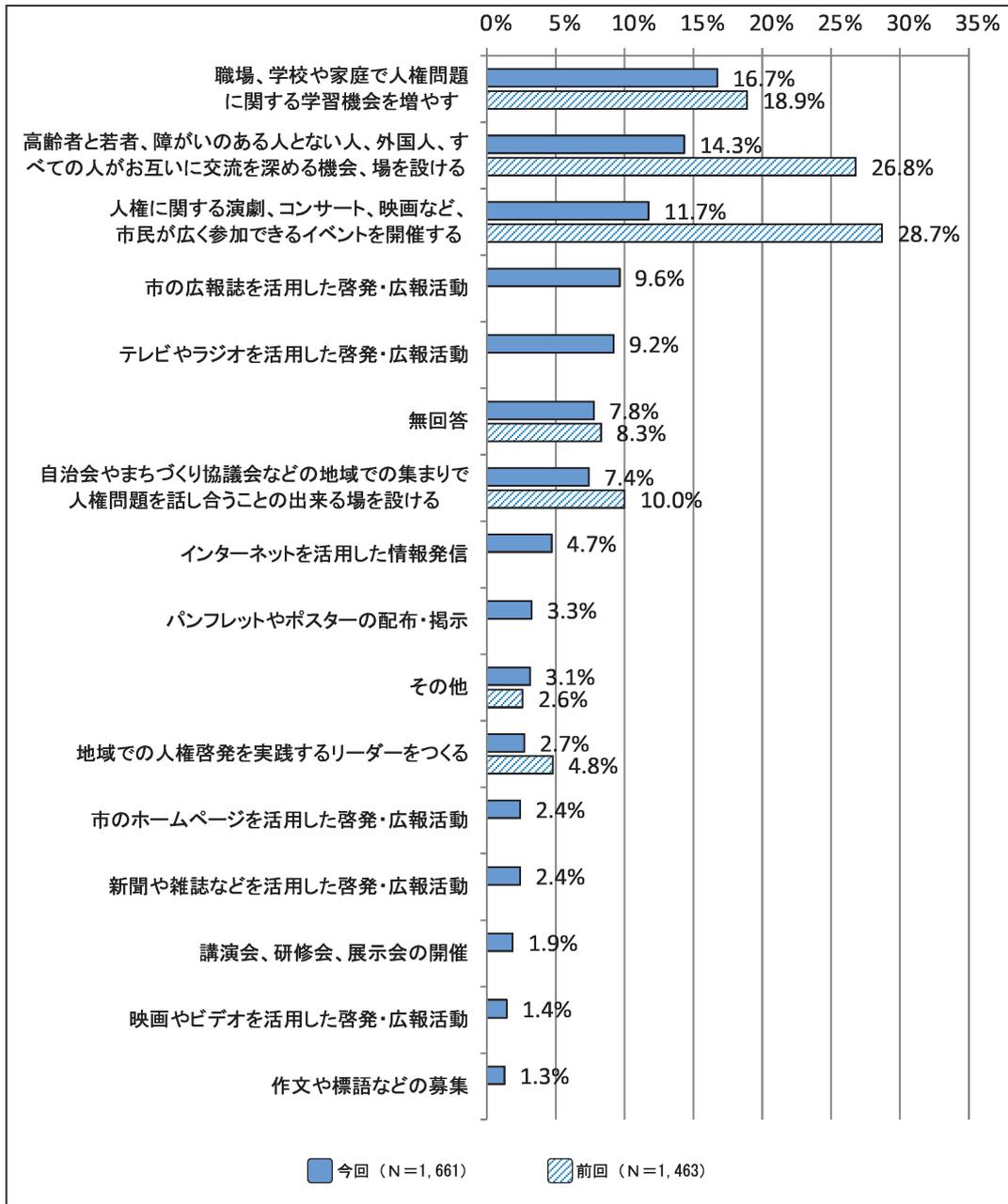
【図10 各種都市宣言や週間・月間運動の認知度】



【図11 各種啓発事業や行事の参加・利用状況】



【図12 人権尊重の輪を広げていくために最も重要なこと】



【表1 人権尊重の輪を広げていくために最も重要なこと（年齢別）】

	地域での人権啓発を实践するリーダーをつくる	自治会やまちづくり協議会などの地域での集まりで人権問題を話し合うことの出来る場を設ける	人権に関する演劇、コンサート、映画など、市民が広く参加できるイベントを開催する	高齢者と若者、障がいのある人となない人、外国人、すべての人がお互いに交流を深める機会、場を設ける	職場、学校や家庭で人権問題に関する学習機会を増やす	テレビやラジオを活用した啓発・広報活動	新聞や雑誌などを活用した啓発・広報活動	市の広報誌を活用した啓発・広報活動	映画やビデオを活用した啓発・広報活動
16～19歳	3.6%	3.6%	18.2%	23.6%	21.8%	10.9%	1.8%	0.0%	1.8%
20～29歳	0.8%	7.2%	10.4%	9.6%	26.4%	13.6%	0.8%	2.4%	2.4%
30～39歳	1.2%	8.3%	10.1%	12.5%	26.2%	8.3%	0.0%	7.1%	1.8%
40～49歳	2.3%	3.3%	12.5%	14.1%	25.7%	11.2%	2.3%	9.5%	1.0%
50～59歳	2.7%	3.1%	12.1%	14.8%	14.5%	10.9%	3.9%	10.2%	2.7%
60～69歳	1.5%	8.7%	14.2%	15.2%	13.0%	6.8%	2.2%	12.1%	1.2%
70～79歳	5.4%	13.2%	10.4%	14.6%	7.5%	6.8%	3.2%	11.8%	0.7%
80歳以上	3.6%	10.7%	6.4%	14.3%	7.1%	7.9%	3.6%	12.9%	0.7%
無回答	10.0%	0.0%	20.0%	10.0%	10.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	2.7%	7.4%	11.7%	14.3%	16.7%	9.2%	2.4%	9.6%	1.4%
	市のホームページを活用した啓発・広報活動	インターネットを活用した情報発信	パンフレットやポスターの配布・掲示	講演会、研修会、展示会の開催	作文や標語などの募集	その他	無回答	合計	
16～19歳	1.8%	5.5%	0.0%	0.0%	5.5%	1.8%	0.0%	100.0%	
20～29歳	2.4%	11.2%	4.8%	1.6%	0.8%	0.8%	4.8%	100.0%	
30～39歳	1.8%	7.1%	3.0%	1.2%	0.6%	3.6%	7.1%	100.0%	
40～49歳	0.7%	6.3%	2.0%	2.0%	0.7%	3.3%	3.3%	100.0%	
50～59歳	3.5%	5.5%	3.5%	2.3%	2.0%	5.1%	3.1%	100.0%	
60～69歳	3.7%	2.5%	4.0%	2.2%	0.6%	2.8%	9.3%	100.0%	
70～79歳	2.1%	2.1%	2.1%	1.4%	1.8%	2.9%	13.9%	100.0%	
80歳以上	2.9%	1.4%	6.4%	2.1%	1.4%	2.9%	15.7%	100.0%	
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	20.0%	100.0%	
合計	2.4%	4.7%	3.3%	1.9%	1.3%	3.1%	7.8%	100.0%	

資料2 宝塚市人権審議会の審議経過と概要

回数	開催日	内容
第1回	平成29年(2017年)7月4日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問「第3次人権教育及び人権啓発基本方針の策定について」 ・第2次人権教育及び人権啓発基本方針に基づく平成29年度行動計画について
第2回	平成29年(2017年)9月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次人権教育及び人権啓発基本方針(案)について 「第1章～第3章及び第5章」
第3回	平成29年(2017年)10月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次人権教育及び人権啓発基本方針(案)について 「第4章 1～4」
第4回	平成29年(2017年)11月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次人権教育及び人権啓発基本方針(案)について 「第4章 5～9」
第5回	平成29年(2017年)12月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次人権教育及び人権啓発基本方針(案)について ・パブリック・コメントの実施について
第6回	平成30年(2018年)3月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの結果について ・答申案について
	平成30年(2018年)3月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書提出(会長のみ)

資料3 宝塚市人権教育及び人権啓発推進検討会等の協議経過と概要

種別	回数	開催日	内容
検討会	第1回	平成29年(2017年) 6月14日(水)	・第3次人権教育及び人権啓発基本方針(案)について
部会	第1回	平成29年(2017年) 9月11日(月)	・第3次人権教育及び人権啓発基本方針(案)について
部会	第2回	平成29年(2017年) 9月13日(水)	・第3次人権教育及び人権啓発基本方針(案)について
部会	第3回	平成29年(2017年) 10月6日(金)	・第3次人権教育及び人権啓発基本方針(案)について
部会	第4回	平成29年(2017年) 10月11日(水)	・第3次人権教育及び人権啓発基本方針(案)について
部会	第5回	平成29年(2017年) 11月7日(火)	・第3次人権教育及び人権啓発基本方針(案)について
検討会	第2回	平成29年(2017年) 12月18日(月)	・第3次人権教育及び人権啓発基本方針(案)について ・パブリック・コメントの実施について
都市経営会議		平成30年(2018年) 1月15日(月)	・第3次人権教育及び人権啓発基本方針(案)について ・パブリック・コメントの実施について
都市経営会議		平成30年(2018年) 3月26日(月)	・パブリック・コメントの結果について

資料4 パブリック・コメントの実施状況

実施期間 平成30年(2018年)1月24日(水)～平成30年(2018年)2月23日(金)
 内容 第3次人権教育及び人権啓発基本方針(案)について、4名から38件の意見が寄せられました。

資料5 宝塚市人権審議会規則

宝塚市人権審議会規則（附則省略）

（趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、宝塚市人権審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、人権尊重の社会づくり及び人権文化センター事業に関する重要事項について調査、審議し、答申するものとする。

（委員）

第3条 審議会の委員は、条例第1条に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員が欠けたときは、市長はその都度補欠委員を委嘱しなければならない。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（小委員会）

第7条 会長は、必要があるときは、小委員会を置くことができる。

（意見の開陳その他の協力依頼）

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に意見の開陳、説明その他の協力を依頼することができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、人権男女共同参画課で行う。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

資料6 宝塚市人権審議会委員

(順不同・敬称略)

選出区分	氏名	所属等	備考
知識経験者	和久 有彦	宝塚市人権・同和教育協議会会長	会長
	日高 庸晴	宝塚大学 看護学部 教授	
	宮前 千雅子	関西大学人権問題研究室委嘱研究員	副会長
市内の公共的団体等の代表者	梅田 美佐子	宝塚市人権・同和教育協議会	
	今里 美恵子	宝塚市婦人会	
	近藤 富男	宝塚市外国人市民文化交流協会	
	坂野 はるみ	宝塚障害福祉市民懇談会	
	深谷 かおり	くらんど人権文化活動推進協議会	
	谷添 美也子	まいたに人権文化活動推進協議会	
	奥 晴美	ひらい人権文化活動推進協議会	
	中 義昭	まちづくり協議会	
	小日向 芳統	宝塚市ネットワーク会議	
	山本 晃	宝塚商工会議所	
	辻田 智子	宝塚市青少年育成市民会議	
	竹谷 泰二	宝塚市社会福祉協議会	
公募による市民	河南 克彦	市民	
	立田 啓子	市民	
	抱 仁子	市民	
	眞鍋 真佐子	市民	
関係行政機関の職員	飯室 裕文	伊丹人権擁護委員協議会宝塚部会	
	清水 浩明	安倉中学校	

※ 委員任期 平成28年(2016年)7月22日～平成30年(2018年)7月21日

資料7 宝塚市人権教育及び人権啓発推進検討会設置要綱

宝塚市人権教育及び人権啓発推進検討会設置要綱（附則省略）

（設置）

第1条 市の人権教育及び人権啓発を総合的かつ効果的に推進するため、宝塚市都市経営会議設置規程（平成15年訓令第26号）第6条第2項により、宝塚市人権教育及び人権啓発推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 人権教育及び人権啓発の基本方針及び計画の検討策定に関すること。
- （2） 人権教育及び人権啓発事業の総合調整及び推進に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、人権教育及び人権啓発に関し必要な事項について協議し、及び調整すること。

（組織等）

第3条 検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には総務部長を、副委員長には教育委員会事務局学校教育部長、委員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（部会）

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び委員長が指名する者をもって組織する。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、人権男女共同参画課が行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

表（第3条関係）

部 組 織	役 職 名
企画経営部	政策推進課長
市民交流部	市民協働推進課長
総務部	人権平和室長 人材育成課長 人権男女共同参画課長 くらんど人権文化センター所長 まいたに人権文化センター所長 ひらい人権文化センター所長
健康福祉部	高齢福祉課長 介護保険課長 障害福祉課長
子ども未来部	子ども政策課長 子育て支援課長 保育企画課長 青少年課長
産業文化部	商工勤労課長 文化政策課長
教育委員会 事務局	学校教育室長 学校教育室課長（人権教育担当） 教育研究課長 社会教育課長

○ 検討会部会委員（検討会部会は、審議内容に合わせて下記の委員の中から招集し開催した。）

- ・総務部 人権平和室長
- ・総務部 人権男女共同参画課長
- ・総務部 くらんど人権文化センター所長
- ・総務部 まいたに人権文化センター所長
- ・総務部 ひらい人権文化センター所長
- ・健康福祉部 高齢福祉課長
- ・健康福祉部 介護保険課長
- ・健康福祉部 障害福祉課長
- ・子ども未来部 子ども政策課長
- ・子ども未来部 子育て支援課長
- ・子ども未来部 保育企画課長
- ・子ども未来部 青少年課長
- ・産業文化部 文化政策課長
- ・教育委員会事務局 学校教育室長
- ・教育委員会事務局 学校教育室課長（人権教育担当）

資料 8 日本国憲法（抜粋）

【基本的人権の享有と性質】

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

【自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任】

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界】

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

【居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由】

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

【教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償】

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

資料 9 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）（附則省略）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かん}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養^{かん}に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

人権尊重都市宣言

すべての人びとの基本的な人権が尊重され、平和で、自由で、平等な社会で、幸せに暮らせることは人類共通の願いです。

しかし、私たちの身のまわりには、今なお、さまざまな差別や人権侵害があとをたちません。

人が人として互いに尊び合い、すべての人びとの人権が保障される、明るく住みよい地域社会を築き上げるために、より積極的な取り組みが求められています。

人権は、市民一人ひとりの不断の努力によって守り、築かれなければなりません。

水と緑とふれあい・共生のまちをめざす、私たちのまち宝塚市は、ここに思いを新たにして、本市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

平成8年3月5日

宝 塚 市

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針

平成30年(2018年)3月

宝塚市 総務部 人権平和室 人権男女共同参画課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話: 0797-71-1141 (代表)

0797-77-9100 (直通)

FAX: 0797-77-2171

